

進歩性⑥「数値限定発明、パラメータ発明」 <勝訴事案>

事件番号	発明、結論、論点等	判示内容	
平成17年 (行ケ) 第10702号	低騒音型ルーバ用フィン *数値限定以外の点で 進歩性○であれば、 臨界的意義は不要 *H19(行ケ)10315 同旨 *S53(行ケ)169 同旨 *<29条の2も同様> Cf. H19(行ケ)10106 Cf. H17(行ケ)10860	【請求項】「…横方向部の高さをA(mm),横方向部の幅をB(mm),脚部の幅をC(mm),脚部の高さをD(mm)としたとき、A、B、C、Dが下記の数1を満たす範囲にあることを特徴とする低騒音型ルーバ用フィン。【数1】 $0.3 \leq (B - C)/2A \leq 2.5$ $0.3 \leq (A + D)/B \leq 4.5$ 」 …本件訂正明細書には、相違点4に係る構成の数値の臨界的な意義については記載されていない。しかし、数値限定に常に臨界的な意義が必要であるとは解されない。本件訂正発明1は…刊行物1記載発明とは相違点があるものであり、相違点4に係る構成の数値限定以外の点について進歩性が認められるのであれば、相違点4に係る構成の数値限定に臨界的な意義は必要でないものと解される。それにもかかわらず、審決は、このような点を検討することなく、相違点4に係る構成の数値に臨界的な意義が必要である旨の判断をしている誤りがある。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20060705111528.pdf	勝 有 ○
平成1年 (行ケ) 第131号	*数値限定の臨界的意義 を認めた事例(1/4)	【請求項1】…該二相組織中での低温変態相の体積率が三〇%以下で、しかもマルテンサイト硬度のフェライト硬度に対する比の値が三・二以下であることを特徴とする剪断線の加工性の優れた二相組織鋼板 …第2図により、穴抜け劣化率(Dλ)は、第二相体積率の量によつて上下するが、同一体積率で見ると第二相と母相の硬度比が三・二を越えると急激に上昇することが認められ、また、第6図によつて本願発明の製造例4…のものを八〇〇度cで焼鈍後第5図…に示す冷却サイクルを経た場合の冷却サイクル別による硬度比と穴抜け劣化率の関係を要約した結果を見ると、 硬度比三・二以下にすると、穴抜け劣化率において安定した効果を得られることが認められるから、硬度比三・二以下と特定したことに臨界的意義がある…。	勝 有 △
平成4年 (行ケ) 第12号	*数値限定の臨界的意義 を認めた事例(2/4) *審判請求理由補充書の 実験結果を参酌して 臨界的意義を認めた	【請求項】「窒素酸化物含有ガスをアンモニアガスの共存下、150～250度Cで活性炭と接触させることを特徴とするガスの処理法 本件のように限定された数値範囲内の温度のものが前記認定のような最大限130度Cであるものと対比する場合には限定のないものとの対比とは異なり、必ずしもその範囲外の直近のものとの間に急激な作用効果上の変化が見られることは必要でなく、130度C付近の温度との対比において作用効果の顕著性が明示されていれば足りる。 また、どのような作用効果を奏するかが明細書に記載されている限り、当業者は明細書の記載から当該発明の奏する作用効果を知ることができるのであるから、限定された数値範囲外のもの(比較例)との間に作用効果上の差異があることは明細書に記載されることが望ましいが、出願人において、他の補充的資料によりこれを証明することが許されないというものではない。	勝 有 △
平成7年 (行ケ) 第169号	*数値限定の臨界的意義 を認めた事例(3/4)	【請求項】「…イソマルトースを固形物当り7%以上含有する糖液を…することを特徴とする高純度イソマルトースの製造方法 …原料糖液のイソマルトース含有量が3.6%から7.1%に上昇するまでは、原料糖液中のイソマルトース量に対する収率も直線的に上昇するが(45.2%→75.3%)、原料糖液のイソマルトース含有量が7.1%を越えると、12.7%の場合が80.6%、25.5%の場合が81.4%と、高収率が維持されていることが認められる。上記認定の事実によれば、 原料糖液のイソマルトース含有量が7.1%の付近を境にしてイソマルトースの収率が急激に変化していることは明らかであり、本願発明における原料糖液中の「7%」というイソマルトース濃度は臨界的数値というべきである。	勝 有 △

平成 17 年 (行ケ) 第 10503 号	半導体装置のテスト方法 *数値限定の臨界的意義を認めた事例 (4/4) *H19(行ケ)10024 は特許法 36 条 6 項 1 号及び 2 号違反が無いことを判示した。 *H19(ネ)10102 は、臨界的意義を否定した	【請求項】 …「…プローブ針は側面部と先端部から構成され、上記先端部は球状の曲面であり、上記曲面の曲率半径 r を $10 \leq r \leq 20 \mu\text{m}$ 、表面粗さを $0.4 \mu\text{m}$ 以下としたことを特徴とする半導体装置のテスト用プローブ針」 …「曲面の曲率半径 r を $10 \leq r \leq 20 \mu\text{m}$ 、表面粗さを $0.4 \mu\text{m}$ 以下とした」…を備えることによって、急激にコンタクト回数を増やすことができるという格別の作用効果を奏するから…当業者が容易に発明をすることができたということとはできない。 原告は…「電極パッドの厚さ約 $0.8 \mu\text{m}$ 」を前提としない限り、訂正明細書に記載された効果と何の関連もないと考えざるを得ないから、従来公知の半導体装置のテスト用プローブ針と何ら異なるところはなく、…当業者が容易に発明することができたと主張する。…「表面粗さが $0.4 \mu\text{m}$ 程度以下で急激にコンタクト回数を増やすことができること」は、実施の形態 1 で示された曲率半径 r が $10 \leq r \leq 20 \mu\text{m}$ のものについて妥当するものであり、…電極パッドの厚さを特定しなくても、急激にコンタクト回数を増やすことができるという格別の作用効果を奏するから、…「電極パッドの厚さ約 $0.8 \mu\text{m}$ 」を前提とするものではない。	勝 有 △
昭和 57 年 (行ケ) 第 14 号	*「異質な作用効果」を明示的に認めた事例 *刊行物には、本願発明と同程度の効果を奏する技術的思想まで開示するということができず、効果の顕著性(異質な効果)が認められた	…本願発明と引用例記載の発明とを対比考察するに、両者は、水銀を含有する気体を、硫酸を含浸せしめた活性炭と接触させることにより、気体中の水銀を除去する方法である点においてその技術的思想を共通にするものであるが、本願発明は、更に気体中の水銀除去の操作条件を一般式で示される条件に限定することにより、本判決添付の別表記載のとおり気体の相対湿度を一〇%以下にまで低下させることによって、気体中の水銀の除去効率を一層高めるという所期の目的を達成するものであるのに対し、引用例記載の発明は、水銀除去の操作をするに当たり気体中の水分をできるだけ除去しておくのが捕集剤の寿命を延ばし、活性を維持するうえから好ましいとするにすぎないものであり…本願発明のように操作条件を一般式で示されているような条件に限定するものではなく、気体の相対湿度を一〇%以下にまで低下させるという技術的思想までも開示するものということができず、かえって、…引用例は、気体の相対湿度をせいぜい七〇%ないし四〇%にまで低下させる技術的思想を開示するにとどまるものであり、また、引用例記載の発明は、本願発明が奏するような顕著な効果を奏するものとは認め難く、したがって、本願発明をもって引用例記載の発明と同一であるとするにはできないものというべきである。	勝 有 ○
昭和 59 年 (行ケ) 第 180 号	*「異質な作用効果」を明示的に認めた事例 (平成 27 年改訂前の審査基準中で引用されていた) *両発明の(反応温度に関する)数値限定は異なる目的に基づき選定されたものであるとして、異質な効果が認められた	一般に、明細書に発明の数値限定の下限以下及び上限以上の実験結果について記載されておらず、明細書上、数値限定の臨界的な意味が存することが判然としなくとも、このことから直ちに当該発明の数値特定の技術的意義を否定し去ることはできず、むしろ、発明がその構成要件における数値の特定ないし上限値及び下限値の設定において公知技術と相違し、当該発明と公知技術の相異なる当該数値の特定がそれぞれ別異の目的を達成するための技術手段としての意義を有し、しかも、当該発明がその数値の特定に基づいて公知技術とは明らかに異なる作用効果を奏するものであることが認められるときは、当該発明の数値特定の困難性を肯認することは妨げられないというべきである。…引用例記載の発明は、固体水和触媒(酸性イオン交換剤)表面上で生成アルコールが蓄積し、新しいオレフィンと水が触媒表面に接触するのを妨げ反応速度を低下させるのを防ぐために、生成アルコールを触媒表面から取り除き、新しいオレフィンと水とが触媒表面上で接触し、対応するアルコールとなるような活性点を用意することを目的とするものであつて、酸素化有機溶媒を存在させて触媒表面から生成アルコールを速やかに取り除き、触媒表面で次の新たな反応を生起させることを意図し、この意図に最も有利で、所望の反応速度を得るために技術上必要な高い反応温度として温度七九・四～三一六度 C を選定したものであると認められる。…これに対し、本願発明は、第 3 級ブチルアルコールを高純度、高収率にしかも高い生産性をもって製造することを目的とし、右目的を達成するために、酸性イオン交換剤の存在下で有機酸水溶液を反応させるという間接水和法を採用し、この間接水和法において、「低温の方が平衡的に有利であるが反応速度が遅い。又あまり高い温度は平衡的に不利であるのみならず触媒寿命が短くなる」…という認識に基づいてその反応生起に最も有利な温度の範囲である四〇～七九度 C を選択したものである。 したがって、両発明における反応温度は、異なる目的に基づき選定されたものであつて、それぞれの目的に関連する固有の温度が採用されたものである。…本願発明と引用例記載の発明とは、作用効果においても明らかに相違しているのである。	勝 有 ○

昭和62年 (行ケ) 第247号	<p>*「異質な作用効果」を明示的に認めた事例</p> <p>*刊行物に開示も示唆もない知見に基づく数値限定により異質な効果が認められた</p>	<p>本願発明における炭素及び窒素の総量の限定は〇・〇二～〇・〇七％というもので、その限定理由が、本願発明のような高クロム含有量のフェライト系ステンレス鋼においてチタン安定化法を用いた場合には炭素と窒素の総量を右限定範囲外とすると溶接成形性が損なわれるという知見に基づくものであること、本願発明のチタンの含有量を右炭素及び窒素の総量の少なくとも六倍とするとの限定も、炭素及び窒素の安定化の作用を確保するためには、チタンの添加量が炭素及び窒素の総量の六倍以上である必要があるとの知見に基づくものである。</p> <p>これに対し、引用例にこれらの知見に関し何らの開示も示唆もないこと、引用例記載の発明では、炭素〇・〇三％以下、窒素〇・〇二％以下と各成分別にその含有量を限定しているのみで炭素と窒素の総量についての限定はなく、チタンの添加量についても一・〇％未満とのみ記載されているのみで、右総量との関係での限定はない…。そして、本願発明においては、主にこれらの限定により引用例において良好な耐食性及び低温加工性（溶接成形性）が得られないとされた TIG 溶接法によっても十分な耐食性と溶接成形性を得ることができたものである…以上、右限定に関する本願発明の…構成は、引用例記載の発明が示唆するところがない技術的意義を有するものといえることができる…。</p>	勝有〇
平成6年 (行ケ) 第58号	<p>*「異質な作用効果」を明示的に認めた事例</p> <p>*刊行物から予測できない課題を見出し、従来の技術常識とは異なる数値範囲を限定したことにより異質な効果が認められた</p>	<p>【請求項】…フレネルレンズを構成するレンズの幅を 1 としたとき、レンチキュラーレンズを構成する幅の比が、$N + \alpha$ または $1/N + \alpha$ (但し、式中 N は 2 ~ 12 の自然数、α は 0.35 ~ 0.43 の値を示す) の範囲となる…プロジェクションテレビ用背面投影スクリーン</p> <p>…引用発明 2 から、本願発明の、引用発明 1 との相違点に係る構成を得ること自体については、格別の技術的困難があるものとは認め難いところである。しかしながら、このような場合であっても、本願発明が、その数値範囲において、引用発明にはない顕著な作用効果であって、かつ、当業者にとって引用発明 1 に引用発明 2 を適用しても、そのような作用効果を奏することとは思い到らないと認められる作用効果を奏するものと認められるならば、本願発明は、引用発明 1 及び 2 から予測し難い作用効果を奏するものとして、本願発明の進歩性を認めることができるというべきである。</p> <p>そこで、更に、本願発明の作用効果の顕著性について検討する…</p> <p>本願発明は、数値範囲の下限値を $\alpha = 0.35$ と定めることにより、両レンズのピッチ比から生じる「\uparrow」の形状のモアレを回避する点において、引用発明 2 と技術的思想を共通にするものであるが、そのことに加えて、$\alpha = 0.43$ という上限値を定めることにより、$\alpha = 0.5$ 付近に発生する「横方向に広がる帯状のモアレ」という、引用発明 2 においては認識されていなかったモアレを回避する作用効果を有するものといえるべきことになる。そうであれば、本願発明において限定された数値範囲は、引用発明 2 によって達成された作用効果を超える、異質な作用効果を奏するものといわざるをえない。…フレネルレンズとレンチキュラーレンズとの組合せにより生じるモアレを解消するためには、そのピッチ比を $\alpha = 0.5$ とすることが最善であることは、本出願当時における当業者の技術常識であったものと認めることができる。したがって、本出願当時において、$\alpha = 0.5$ となるピッチ比を避けた数値範囲を設定することにより、両レンズによるモアレを回避するという作用効果を得ることは、上記のとおり技術常識からみて、当業者において必ずしも予測できたこととは認め難い…。</p>	勝有〇
平成2年 (行ケ) 第269号	<p>*「異質な作用効果」を黙示的に認めた事例</p> <p>*他の構成要件に係る数値を確実に設定するために選定されており技術的意義が異なる</p>	<p>【請求項】両端に電極を備えた透光性セラミック管の内部にナトリウム及び水銀と共にキセノンガスが約 130V 以上のランプ電圧に対し立消電圧が 180V 以下になるよう約 100torr 以上のキセノンガス圧力で封入されそして壁面負荷が 15 - 30W/cm² の範囲に選定されている発光管ランプを起動するための高電圧パルスが発生する手段、及び電源電圧 200V に対し 130V ± 10V のランプ電圧を形成する安定器とからなる高圧ナトリウムランプ</p> <p>本願明細書の上記記載によれば、本願発明においてキセノンガスの封入圧を約 100torr 以上としているのは、高い発光効率を得るためでもあり、その点では、キセノンガスの封入圧 100torr 以上は、本願発明と第 1 引例の発明において同様の作用効果を奏するものといえることができる。しかし、本願発明がキセノンガスの封入圧を約 100torr 以上としているのは、高い発光効率を得ると共に、高圧ナトリウムランプにおいて約 130V 以上のランプ電圧に対して立消電圧を確実に 180V 以下に設定できるものとして選定されているのであるから、本願発明と第 1 引例の発明におけるキセノンガスの封入圧値に技術的意義の相違がある…。</p>	勝有〇

平成2年 (行ケ) 第111号	*「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *当該数値限定に係る 構成のみならず他の 構成と配合することで 効果を得た	【請求項】 …比 MI10/MI2 が五ないし一八の…変性エチレン重合体組成物 引用発明において、変性エチレン重合体の MI 比に特に限定が付されておらず、一見して公知の MI 比のものを包含するごとくみられても、…引用例は…レトルト食品を収納する積層材各層が強固に結合されたレトルトパウチの提示を課題とするにとどまり、高温時における引張力に対する剥離強度に関する開示は全くなく、他方…本願発明は、特に公知の MI 比ないし一八の変性エチレン重合体を選択し、これと特定割合のゴムを配合することによって、引用例に開示された高温下静止時における層間剥離強度のほか、引用例には開示されていなかった高温下における引張力に対する剥離強度についても効果を奏し得たうえ、単にレトルトパウチだけでなく使用条件が厳しいガソリタンク、工業用薬品缶等の用に供し得るものを開発したものであるから、その構成及び効果において、これを引用発明と同一のものとするとはできない。	勝 有 ○
平成6年 (行ケ) 第1号	*「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *引用例と解決しよう とする課題及びその 解決手段を異にする	本願発明は、粉末洗剤組成物が高湿度条件下で固化せず、自由流動性と急速な溶解速度を保持することを目的として、過硼酸ナトリウム-水塩の比表面積、気孔容積及び過硼酸固化指数につき特定の条件を設定しているのに対して、引用例発明は、貯蔵中における過硼酸塩の分解による漂白成分としての安定性の低下を防止することを目的として、比表面積のみを少なくとも5平方メートル/gと設定するものであり、その解決しようとする課題及びその解決手段を異にしているものである。 引用例の例4の組成物と本願発明に係る組成物とは、一定期間貯蔵後の固化状態自体に格別の差異はないとしても、それらの貯蔵条件には差異が存するのであるから、両者の固化傾向に差異がないとはいえず、本願発明に係る組成物が引用例のものに比較して選択的というほどの効果を奏するものと認めることができないとするのは相当ではない。	勝 有 ○
平成6年 (行ケ) 第30号	*刊行物記載の発明は 炭素含有量 0.009% に設定するに当たり 本願発明の作用効果を 意図したことは開示も 示唆も無い ⇒新規性・進歩性○	【請求項】 …ニッケル-鉄合金素材において、該素材中の炭素含有量が 0.01%以下…であることを特徴とする微細エッチング加工用素材 …引用例1には、炭素含有量が 0.01%以下である合金素材が示されているからといって、このことから、エッチング速度を早めて、製品の加工部の直線性や真円度が損なわれることを防止すると共に、アラビを解消するという課題の解決のために、炭素含有量を 0.01%以下に限定する構成を採択することが容易に想到し得る程度のもものと認めることはできない。… 確かに、引用例1に記載のニッケル-鉄合金素材も炭素含有量が 0.01%以下のものであるから、本願発明の合金素材と同様に、早いエッチング速度を示し、結果として、製品の加工部の直線性や真円度が損なわれず、アラビが解消されるという作用効果を奏するものと認められるが、上記作用効果は、引用例1に開示又は示唆されているものではない。進歩性の判断において問題となるのは、合金素材中の炭素含有量と上記作用効果との関連性が周知あるいは公知の事項として知られていたか否かということであって、この点が知られていなければ、炭素含有量をどの程度に設定すべきであるかということの着想が得られないはずであり、単に構成や作用効果の点で差異がないからといって、進歩性の議論が入り込む余地がないとはいえず…ない。	勝 有 ×
平成6年 (行ケ) 第267号	*「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *引用例と適用される 場面が相違するから 技術的意義が異なる ⇒新規性・進歩性○	【請求項】 電気信号の正部分の持続時間は 1 乃至 3 ミリ秒に定められており、…これによって上記生体骨組織の生成領域中に外仮骨を形成させることを特徴とする、振動する電磁界によって生体骨組織を処置するための装置 引用例記載の発明では、正部分の持続時間を少なくとも約 200 マイクロ秒、すなわち、0.2 ミリ秒以上としていることは、当事者間に争いが無い。…引用例明細書には、審決の上記引用箇所において、「実用上の観点から、“正”パルス部はおよそ 1 ミリ秒より長く持続してはいけない。」(…)と記載されていることが認められる。そうすると、本件発明と引用例記載の発明のパルス状電気信号の正部分の持続時間は、1 ミリ秒の点で一致していると認められる。… 仮骨生成段階である第1段階を対象とする本願発明のものとは一致するパルス状電気信号の正部分の持続時間を有するとして審決が引用したモード1は、カルシウム成分の沈殿による仮骨から真正の骨への移行過程である第2段階を対象とするものであり、本願発明のように仮骨の形成を目的とするものではない。したがって、引用例に持続時間を 0.2 ミリ秒～1 ミリ秒とすることが記載されていること、及び、この記載に基づいてパルス状電気信号の正の部分の持続時間の最適条件を見いだすことは当業者が通常行うことであることを根拠とする相違点1についての審決の判断には誤りがあると認められる。	勝 有 ○

		被告は、本願発明のパルス電気信号が外仮骨形成させるというのであれば、当然、引用例のモード 1 のパルス状電気信号も外仮骨を生成させることになるものと解するのが相当である等と主張するが、引用例には、モード 1 のパルス状電気信号が外仮骨を形成することを示す記載はないから、この点の被告の主張は採用できない。	
平成 12 年 (行ケ) 第 446 号	*「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *刊行物に開示された 数値範囲のうち、本願 発明と重複する範囲の 厚さにより必要な特性 を得られるのは、本願 発明と異なる製法に よる場合のみ	【請求項】 …ヒートシール性熱可塑性樹脂を 30 μm 以下の層厚で溶融押し出しコーティングする…積層包装材料の製造方法 …仮に、刊行物…において、ドライラミネート法による場合には、ヒートシール層の厚さが 20 μm 以上あれば必要なヒートシール強度を満たすものであるとしても、上記のように、押し出し法による場合には、…少なくとも 30 μm を超える厚さが必要であると認められる。以上のとおり、刊行物…に「ヒートシール層は通常ドライラミネート法あるいは押し出し法によって設けられる。厚さとしては 20 ~ 100 μm の範囲であればよく、好ましくは 40 ~ 80 μm である」と記載されているけれども、上記技術常識を知る当業者が刊行物…の上記の記載に接した場合には、食品衛生法の基準により、押し出し法によって設けたヒートシール層の厚さを 40 ~ 80 μm の範囲とする技術事項に想到することが自然であり、これを 20 ~ 30 μm の範囲とする技術事項に想到することは、当業者にとって容易にし得ることではない。 そうすると、刊行物発明が、押し出しコーティングにより層厚 20 ~ 30 μm のヒートシール性熱可塑性樹脂層を形成するものであるとした本件決定の認定は誤りであって、訂正発明 1 と刊行物発明が「…20 ~ 30 μm の層厚のヒートシール性熱可塑性樹脂層を形成することからなる積層包装材料の製造方法」である点において一致するとした本件決定の認定も誤りに帰する。	勝 有 ○
平成 17 年 (行ケ) 第 10112 号	重合体延伸成形容器 *「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *数値限定 ⇒新規課題で進歩性○ Cf. H21(行ケ)10003	【請求項】 少なくとも容器の外表面が環状オレフィン系共重合体から形成された容器において、…容器の外表面を脂肪族石油留出物(…)と石油ベースオイル(…)との混合物で塗布試験したときのヘーズ値が20%以内であることを特徴とする耐衝撃性に優れた延伸成形容器 …本件明細書の発明の詳細な説明…によれば、本件発明 1 は、環状オレフィン系共重合体から成る延伸成形容器における、指紋付着による白濁の発生を技術的課題とし、当該課題を解決する方法として、延伸成形容器外表面の分子配向を緩和させるとの方法を採用した上、分子配向の緩和の程度について、構成要件 b を採用して、本件石油混合物を用いた塗布試験時のヘーズ値が 20%以内となるようにしたものであり、これにより、外表面の指紋付着による汚れの発生を完全に防止することができるとともに、耐衝撃性が実質上低下することなしに維持されているという利点も得られるという効果を奏するものであると…。 この場合、構成要件 b は、環状オレフィン系共重合体の延伸成形容器における指紋付着による白濁の発生という特定の技術的課題を解決し、所期の効果を得るといふ技術的意義を有するものであり、その意味で、構成要件 b に示された、本件石油混合物を用いた塗布試験時のヘーズ値の数値範囲は、上記特定の課題及び効果との関係において最適化されたものである…。 原告は、環状オレフィン系共重合体の延伸成形容器における指紋付着による白濁の発生という本件発明 1 の解決課題が新規の課題であることを前提とする主張をしているところ、被告は、本訴においては、指紋付着による白濁の点が本件特許出願当時、周知又は公知の課題であったとの主張はしないと述べて、原告の上記主張を間接的に認めている。そうすると、環状オレフィン系共重合体の延伸成形容器における指紋付着による白濁の発生という課題が、本件特許出願当時、新規の課題であったと認められる以上、当該新規の課題及び効果との関係において本件石油混合物を用いた塗布試験時のヘーズ値の数値範囲を最適化したものである構成要件 b につき、他に特段の事情のない本件において、当業者が、これを容易に想到し得たものとは認められない…。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/C1300D5C8577EB024925710E0005DC31.pdf	勝 有 ○
平成 17 年 (行ケ) 第 10109 号	*「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *特定の場合において 課題を解決する手段が 各証拠に開示なし	本件各証拠を通じてみても、本願発明と同視し得る程度の高い光沢度の定着画像が得られ、かつ、定着温度差による光沢度の変化が少ないトナーが従来知られていることを示すところはない。定着温度差による定着画像の光沢度の変化を少なくすることが従来周知の技術課題であるとしても、定着画像の光沢度が高い場合においてかかる課題を解決する手段が示されていないのであるから、「定着画像表面の光沢度(入射角 45 度) Gm が 20%以上」であるトナーにおいて、「1℃当たりの光沢度の変化率 Gs の最大値が 1.8% /℃以下」という要件を満たすようにすることが当業者にとって容易であるとはできない。	勝 有 ○

<p>平成17年 (行ケ) 第10445号</p>	<p>非水電解液二次電池</p> <p>*「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例</p> <p>*従来見られなかった 新たな技術的思想に 基づくものである</p> <p>*記載要件の判断も 要確認(前掲)</p> <p>*引用例中における 一行記載の認定も、 要確認(前掲)</p>	<p>審決は…①本件発明の解決すべき主な課題は、リチウムイオン非水系二次電池…のエネルギー密度の改善であり、本件発明は、この課題を解決するための手段として、<u>相違点イの構成(渦巻型の構成)及び相違点ロの構成(活物質を正極及び負極の両面に塗布し、その膜厚を最適化する構成)</u>を採用したものである、②渦巻型を採用した動機については、非水系電解液にはイオン電導度が低いという問題があり、これを解決する周知の方法に電極面積を大きくすることがあるが、本件発明は、電極面積を大きくすることの具体的な手段として、渦巻型を採用したものと認められる、③膜厚の最適化という構成を採用した動機については、渦巻型を採用した場合には、活物質の相対的な体積比率の減少による電池容量の低下や、活物質層の剥離という新たな問題が生ずるので、この問題を解決するために、集電体の両面に活物質を塗布するとともに、活物質層の膜厚を最適化したものと認められる、④そうすると、本件発明は、相違点イの構成によって、非水系電解液のイオン電導度の問題を解決する一方、相違点イの構成に伴う電池容量の低下及び活物質層の剥離という問題を相違点ロの構成によって解決したものであるから、相違点イの構成と相違点ロの構成とは密接に関連した一体不可分の関係にあるというべきである…と判断した。…</p> <p>…審決は、上記(1)④のとおり、相違点イとロとが一体不可分の関係にあるとした上で、両相違点について容易想到性を判断したものである。各相違点は、電池構造からみれば個別に設計変更することのできる事項であるが(渦巻型としながら膜厚を本件発明と異なるものとした電池、膜厚を本件発明の範囲内のものとしながら渦巻型以外の構成とした電池とすることも可能である。)、実用的な特性を有する電池を構成するためには、各相違点に挙げた事項が相反する結果をもたらす場合がある(例えば、渦巻型の膜厚を極端に薄くすれば、電極面積は増大するとしても、電池容量が低下するおそれがある。)。そこで、本件発明は、本件明細書の発明の詳細な説明中の「発明の効果」の項等に記載されたとおり、相違点イを採用したことに伴い生ずる問題を解決するために相違点ロを併せて採用して、所定の効果を得ようとしたものである。したがって、両相違点を一体不可分の関係にあるとして相違点について判断を加えた審決は、正当なものといえることができる。…</p> <p>原告は、非水系二次電池において渦巻型を採用した場合に、…活物質の相対的な体積比率が減少することにより電池容量が低下するという問題が解決すべき課題となることは…周知であったと主張する。(しかし、)そのような課題が周知であったとしても、その解決方法が膜厚の最適化に限られるという理由はなく、それ以外の電池の構造や性能に関する様々な要因の中から最適な条件を見いだす方法もあり得ると考えられる。そして、膜厚の最適化という本件発明の技術的思想を開示した証拠は見当たらないから、この方法によって上記課題を解決することが当業者にとって容易であったと認めることはできない。…</p> <p>原告は、最適な膜厚値を得ることは、当業者であれば、通常の実験(創作的な思考を必要としない単純作業)によって容易に行うことができることであるから、この点に進歩性は認められないと主張する。しかし、実験等を行って様々な要因の組合せの中から最適な条件を見いだすことは、新しい製品、素材、方法等を開発する場合の基本的な手法であり、本件発明もそれを踏襲したものである。そして、本件発明は、前述のとおり、低いイオン電導度による課題を解決するために渦巻型の構成を採用して電極面積を拡大するとともに、それに伴って生じたエネルギー密度の低下や活物質の剥離という問題を解決するために膜厚の範囲を最適化するという、従来見られなかった新たな技術的思想に基づくものであって、そのような最適な膜厚の範囲を見いだすために本件明細書に記載された実験が行われたといえることができる。そうすると、実験がそれ自体としては単純な作業であるとしても、それを理由に進歩性が否定されることはないと解するのが相当である。…</p> <p>…なお、特許発明は自然法則を利用した技術的思想の創作であるから(特許法2条1項)、特許発明の課題、構成及び作用効果を分析して理論的な説明を加えることは可能である。しかし、そのような説明をすることができるかどうかは、当該発明の容易想到性の判断とは全く別個の事柄であって、本件発明において膜厚の範囲を特定した理由が事後的に合理的に説明できるとしても、これを技術常識から容易に導き出すことができたといえるべき根拠はない。… http://www.carts.go.jp/fanc/jtf/20210818654257230263.pdf</p>	<p>勝 有 ★</p>
-----------------------------------	--	---	----------------------

平成17年 (行ケ) 第10222号	ストレッチ包装フィルム *「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *当該パラメータに着目 する動機付けがあり、 これを達成するための 具体的な手段が当業者 に知られていなければ 容易想到でない	<p>※刊行物1は、構造要件[A]を満たす共押出・積層フィルムを開示していたが、数値限定[B][C]は記載なし。</p> <p>…本件明細書の記載によれば、本件発明は、ストレッチフィルムがストレッチ包装に適した各種特性を発揮するための要件として、要件B及び要件Cを規定し、塩素を含有しない樹脂からなる積層フィルムにおいて具体的な材料及びそれに応じた成形条件を最適化することによって、要件B及び要件Cを実際に達成したものであることが認められるのであるから、引用発明1に要件B及び要件Cの構成を加えて本件発明に到達することが容易であるというためには、少なくとも、積層フィルムからなるストレッチフィルムにおいて要件B及び要件Cのパラメータに着目すべき動機付けが存在し、かつ、要件B及び要件Cを達成するための具体的な手段が当業者に知られている必要がある。…</p> <p>…本件発明においては、要件Bは、積層フィルムの材料を選択することにより達成されるのであるところ、刊行物2には、そこに記載されたコポリマー材料を積層フィルムに適用することについての記載もない。http://www.courts.go.jp/anc/pdf/06330642495100247.pdf</p>	勝 有 ★
平成19年 (行ケ) 第10298号	電磁弁用ソレノイド *「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *数値限定 ⇒新たな技術的知見を 見出し、その観点から 数値限定を行った。 ⇒進歩性○	<p>…審決が上記周知技術として引用するところによれば、鉄心の断面が長円形状のものを用いたソレノイドにおいても、コイル巻数、コイル一巻きの巻数の平均長さ、コイル巻線の断面積、鉄心の断面積を等しくすれば、短幅や吸引力を等しくすることができることについては周知技術であると認められる。しかし、本願発明は、上記のとおりコイルにおける短軸側の巻外径Wを一定にした場合に、固定鉄心及び可動鉄心の断面形状は円よりも長円または略長方形にしたほうが同じ鉄心断面積であっても吸引力が大きくなる点に注目し、その観点から相違点1に係る$d = (0.4 \sim 0.8) W$との式を求めたものであるから、この点に関し上記引用例には記載も示唆もされていないことからして、…容易に想到できたとはできない…。…</p> <p>…本願発明は、既に検討したとおり、$d = (0.4 \sim 0.8) W$の関係を持たせた上、固定鉄心及び可動鉄心の断面における長軸または長辺の長さaと短軸または短辺の長さbとの比率を、$1.3 \leq a/b \leq 3.0$とすることで巻線の幅(W-b)が増加することになり固定鉄心及び可動鉄心の断面における長軸または長辺の長さaと短軸または短辺の長さbとの比率$a/b = 1$のものよりも吸引力が大きくなることに着目したものである。したがって、本願発明は、長円にした際に、単に吸引力を発揮することを目的としたものではなく、コイルの巻外径Wが一定であることを前提として、かつ同じ鉄心断面積であっても円よりも吸引力が大きくなるようにしたものであり、単に鉄心の断面形状を円から長円にしたものではなく、また①$d = (0.4 \sim 0.8) W$との点、②$1.3 \leq a/b \leq 3.0$との点のいずれの数値限定についても、既に検討したとおりそれなりの技術的意義を有するものであるから、単に臨界的意義を見出すことができないとのみすることは妥当ではない。http://www.courts.go.jp/anc/pdf/200327030.pdf</p>	勝 有 ★
平成19年 (行ケ) 第10147号	ソーワイヤ用ワイヤ *「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *特定の対象に特有の 課題を解決するための 数値限定である	<p>【請求項】 …径サイズが0.06～0.32mmφで、ワイヤ表面から15μmの深さまでの内部応力が$0 \pm 40\text{kg/mm}^2$(…)の範囲に設定されていることを特徴とするソーワイヤ用ワイヤ</p> <p>…甲号各証のいずれにおいても、本件特許発明が規定する内部応力の数値範囲に含まれるソーワイヤ用ワイヤの記載はなく、また、ワイヤの使用負荷を大きくした場合における使用後のフリーサークル径の減径及び小波の発生というソーワイヤに特有の課題を解決し、使用後のワイヤを真直な姿勢に維持できるようにするための手段として、本件特許発明のように、ソーワイヤ用ワイヤの表面層の内部応力を所定の数値範囲に制限し、その内部応力の絶対値を小さくする構成を採用することが有用であることについての記載も示唆もない。http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080328134125.pdf</p>	勝 有 △
平成20年 (行ケ) 第10035号	流動化処理土の製造方法 *「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *引用例において、 当該パラメータに着目 する示唆がない	<p>【請求項】 …建設汚泥を処理して含水率を約55%～約65%に調整した調整汚泥10Ltrに対して水を約2.5～約3.5Ltrの範囲で、また、調整汚泥と水との混合組成物10Ltrに対して…固化材を…約0.6～約0.8kgの範囲で混合し…(た)ことを特徴とする流動化処理土の製造方法。</p> <p>甲1…においては、浚渫土から礫などのような粒径の大きなものをスクリーニングして建設汚泥を分離すること、そして、その建設汚泥を流動化処理する際に、あらかじめ、建設汚泥の含水率を調整しておくこと、乾燥や脱水等を施し、細粒土に含まれている水分量を調整することについての記載や示唆はない。したがって、…当業者が甲1発明に基づいて、本件発明1の含水率調整やこれを前提とする加水量及び固化材添加量の数値限定を容易に想到し得るものではない。http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/08128104.pdf</p>	勝 有 △

平成 22 年 (行ケ) 第 10063 号	熱交換チューブ *「異質な作用効果」を 黙示的に認めた事例 *技術的課題が異なる	本件発明のピンの炭素含有率は審決引用発明のフィンの炭素含有率の 10 倍程度にもなるのであって、… 両者の炭素鋼（低炭素鋼）としての性格は本質的に異なる とも評し得るものである。 そうすると、 本件発明と審決引用発明とは、解決すべき技術的課題も異なるし、表面拡大要素の材料に炭素含有率が小さい炭素鋼を採用した趣旨も両者で異なる から、本件発明の優先日当時、当業者にとって、ピンの材料に炭素含有率 0.03 ないし 0.05% の低炭素鋼を採用することが通常の創作能力の発揮にすぎないということはできず、また当業者において審決引用発明に基づき相違点 3 に係る構成に容易に想到できたということもできない。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110114090932.pdf	勝 有 ○
平成 17 年 (行ケ) 第 10091 号 <篠原>	回路接続用フィルム状 接着剤及び回路板 *数値限定発明 ⇒特定の課題解決に 関する容易想到性の 判断基準を示した	【相違点に係る本件発明 1 の構成】「引張りモード、周波数 10Hz、昇温 5°C/min で動的粘弾性測定器で測定した、その接着剤の接着後の 40°C における弾性率が 100~2000MPa」 相違点に係る本件発明 1 の構成は、本件接着剤、すなわち、「 相對峙する回路電極を加熱、加圧によって、加圧方向の電極間を電氣的に接続する加熱接着性接着剤 」の接着後（硬化物）の弾性率が大きすぎると、信頼性試験の際、接続基板の熱膨張率差に基づく内部応力により、接続抵抗の増大、電氣的導通の不良、接着剤の剥離の問題が生じ、他方、弾性率が小さすぎると、熔融粘度の上昇に起因する接着剤の排除性低下のために電氣的導通の不良の問題が生じることから、これらの問題を解決し、実際に、信頼性試験において生じる内部応力を吸収し、信頼性試験後においても接続部での接続抵抗の増大や接着剤の剥離がなく、接続信頼性が向上するという効果を奏するという点で、技術的意義を有するものであると理解される。 …相違点に係る本件発明 1 の構成において規定された 弾性率の数値範囲は、その上限値及び下限値の双方において、特定の課題を解決し、所期の効果を奏するという技術的意義があり、その意味で、当該弾性率の数値範囲は、上記特定の課題及び効果との関係において最適化されたものであるとみることができる。 そうとすれば、 当業者が相違点に係る本件発明 1 の構成を容易に想到し得たというためには、単に、「この程度の動的弾性率を得ることは、当業者ならば必要性さえあれば誰でもできることと認められる」というだけでは足りず、本件接着剤の接着後における弾性率と、上記特定の課題の解決や特定の効果の発現との間に関連性があることを、当業者が容易に想到し得たことが必要である というべきである。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/00E8E3965863FFF94925710E00099E04.pdf	勝 有 ★
平成 21 年 (行ケ) 第 10330 号	被覆された微細突出物 を有する経皮的薬剤 配達装置 *数値限定の下限が 設定されてなくても 技術的意義が否定さ れなかった	…本願補正発明は、引用例 2 に記載も示唆もない、部材上の複数の角質層—穿刺微細突出物に、物質の水溶液が乾燥後治療に有効な量となり、有効な塗布厚みとなって付着するようになるとの観点に着目した点で、既に引用発明及び引用例 2 に開示された手段に基づき容易に想到し得たものとはいえず、 本願明細書に本願補正発明の数値限定の技術的意義を明らかにする記載がなければ引用発明及び引用例 2 に開示された手段に対して進歩性が生じ得ないものではない。 被告は、本願補正発明は（水溶液の）粘度の上限のみ限定され、下限は限定されておらず、粘度が例えば水そのものの粘度とほぼ同じように低い水溶液も含まれるものであり、粘性は大きくなければならぬ旨の原告の主張と矛盾する旨主張する。 しかし、 特許請求の範囲において発明を特定する際、必ずしも、所望の効果を発揮するために必要な条件をすべて特定しなければならないわけではなく、発明を構成する特徴的な条件のみ特定すれば足りることが通常であって、発明の内容と技術常識に基づき当業者が適宜設定できる条件まで、逐一、発明特定事項とすることが求められるわけではない。 そして、本願補正発明においては、薬理的活性物質の水溶液の粘度が約 500 センチポアズ (c p) 未満であれば所望の効果を発揮できるとされている。他方で、岩波理化学辞典第 5 版によれば、1 p (ポアズ) は 10 Pa・s (パスカル・秒) であるところ、20°C での水の粘性率は約 1.00 × 10 Pa・s とされており、これはすなわち約 0.01 p = 1 c p である。 そうすると、本願補正発明においては、 約 1~500 c p の範囲内で、所望する効果に応じて粘度を適宜設定すれば足りるもの であって、…被告の主張は理由がない。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20101018111545.pdf	勝 有 ★

<p>平成23年 (行ケ) 第10139号</p>	<p>紙容器用積層包材</p> <p>*新たなパラメータを引用例から着想する 動機付け無し</p>	<p>【請求項】…0.905～0.915の平均密度, 88～103℃のピーク融点, 15～17のメルトフローインデックス, 1.4～1.6のスウェリング率(SR)及び20～50μmの層厚の特性パラメータを有することを特徴とする紙容器用包材</p> <p>引用例1には、スウェリング率について何ら記載がないから、引用例1に接した当業者は、引用発明1をスウェリング率という特性パラメータによって特定するという構成について着想を得る前提ないし動機付けがなく、また、引用発明1及び本件補正発明6が属する、紙を含む製造材料からなる容器の技術分野において、本件優先権主張日当時、スウェリング率を特定することが技術常識又は常套手段であったということもできない。よって、引用例1に接した当業者は、引用発明1をスウェリング率という特性パラメータによって特定し、もって本件補正発明6のスウェリング率に関する特性パラメータの構成を容易に想到することができたとはいえず、これに反する本件審決の判断は、誤りである…。…</p> <p>被告は…相違点1に係る構成のうち、スウェリング率を特定することによる効果に裏付けがない旨を主張する。しかしながら、…引用例1には、スウェリング率について何ら記載がないから、引用例1に接した当業者は、引用発明1をスウェリング率という特性パラメータによって特定するという構成について着想を得る前提ないし動機付けがなく、また、…紙を含む製造材料からなる容器の技術分野において、スウェリング率を特定することが技術常識又は常套手段であるとする根拠も見当たらない以上、その効果について検討するまでもなく、当業者は、当該構成を容易に想到することができなかつたものというほかない。よって、被告の上記主張は、採用できない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111215120627.pdf</p>	<p>勝 有 ★ ★ ★</p>
<p>平成24年 (行ケ) 第10165号</p>	<p>ティッシュペーパー製品</p> <p>*新たなパラメータを引用例から着想する 動機付け無し</p>	<p>【請求項】…前記フィルム横方向と前記フィルム横方向と(判決注:「前記フィルム横方向と」は、重複記載であり、誤記と認める。)ティッシュペーパー表面のシート取出し方向との静摩擦係数が0.20～0.28である、ことを特徴とするティッシュペーパー製品</p> <p>被告は、本願明細書の表2によれば、静摩擦係数と使用中の落ち込みとの関係は明らかでなく、さらに、0.20を下限値とする根拠はなく、出願人が感覚的に設定したものであると主張する。本件補正発明において、ティッシュペーパーとフィルムとの静摩擦係数を0.2～0.28とする技術的意義は、ティッシュペーパー束が圧縮されていないことを前提とした取出し性に基づくものであるが、当該取出し性の改善は、静摩擦係数のみによって達成されるものではなく、本件補正発明が規定するその他の数値限定との連係によって達成されるものである。したがって、静摩擦係数単独で、機能性評価の結果と比較することに意味はない。また、本件補正発明において、静摩擦係数の下限値0.20及び上限値0.28にどの程度の臨界的意義があるかは明らかとはいえないものの、引用例2の静摩擦係数とは技術的意義が異なる以上、引用例2に基づき相違点2に係る本件補正発明の構成を容易に想到することができるということとはできない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130306114257.pdf</p>	<p>勝 有 ★ ★ ★</p>
<p>平成14年 (行ケ) 第418号</p>	<p>電子部品処理用器材</p> <p>*数値範囲の「物」を製造できたことに、 技術的意義を認めた</p> <p>*「パラメータ特許」の 技術的意義が肯定され 進歩性○ ⇒従来技術と比較して</p>	<p>【請求項1】…接触面が熱可塑性飽和ノルボルネン系樹脂で形成されており、前記樹脂の成形後の80℃の温水中での1日当りの有機物抽出量が、有機炭素量(TOC)で500μg/m²以下であることを特徴とする電子部品処理用器</p> <p>…確かに、どのような物質であれ、処理液中に容器から物質が抽出されるのが好ましくないことは当業者に自明な事項であり、半導体表面の汚染物として有機物があり、それを半導体表面に付着しないようにする技術的課題があつて、その解決のために洗浄により有機物の汚染を除去する方法があることは、本件優先日前に周知の技術的事項であつたと認められる。しかしながら、本件明細書…の記載によれば、本願発明は、電子部品処理用器材に関する発明であつて、熱可塑性飽和ノルボルネン系樹脂が、「各種の強酸、強アルカリ等に耐性があり、また、樹脂中の有機物が抽出されにくいために電子部品処理用器材の材料として優れている」という性質を有することに着目し、従来技術より有機炭素量(TOC)の溶出を効果的に抑制するための特徴的な指標として、特許請求の範囲の【請求項1】において、「80℃の温水中での1日当りの有機物抽出量が、有機炭素量(TOC)で500μg/m²以下」と規定したものであることが認められる。…</p> <p>…乙1公報ないし乙5公報に開示されている技術的事項は、本願発明に係る、樹脂の成形後の80℃の温水中での1日当りの有機物抽出量を「有機炭素量(TOC)で500μg/m²以下」とすることが、本件優先日前の技術水準であつたことを示す</p>	<p>勝 有 ★ ★ ★</p>

	<p>極めて高い作用効果を実現した。</p>	<p>ものということはいできないから、…当業者が設計的に求め得るものにすぎないことを立証するものではない。</p> <p>そうすると、本願発明に係る技術分野において、乙1公報～乙5公報により、電子部品処理用器材の有機炭素量に着目することは公知であって、抽出される有機炭素量（TOC）を極力少なくすることが、本件優先日前に周知の技術的課題であったとしても、それら公知技術において使用されている電子部品処理用器材の有機炭素量は、最良のPFA樹脂においても1347μg/m²程度であると認められるから、本願発明に係る「80℃の温水中での1日当りの有機物抽出量が有機炭素量（TOC）で500μg/m²以下」という設定は、当業者が目標として設定するであろう水準を超えているものというべきである。</p> <p>一方、引用例には、熱可塑性飽和ノルボルネン系樹脂がどの程度の有機炭素量（TOC）を持つものであるかについて何らの記載も示唆もなく、他にそれを開示又は示唆する公知技術の存在を認めるに足る証拠もないから、本願発明のような水準を達成する樹脂を選択し、そのような水準の有機炭素量（TOC）を設定をすることは、当業者が容易にし得るところのものではないというべきである。したがって、本願発明が、80℃の温水中での1日当りの有機物抽出量を「有機炭素量（TOC）で500μg/m²以下」と規定したことに、「特段技術的意味は認められず、単に、有機物抽出量の低いことを示す目安に過ぎず、当業者が適宜決めるべき値に過ぎない」として、有機炭素量（TOC）による規定に係る容易想到性を肯定した審決の判断は誤りである。</p> <p>http://www.courts.go.jp/arei/pdf/09BD12935423E4B01E718.pdf</p>	
<p>平成19年 (行ケ) 第10430号 <塚原></p>	<p>高純度アカルボース *数値範囲の「物」を製造できたことに、技術的意義を認めた =H29(行ケ)10117…イムノクロマトグラフィック試験デバイス =H3(行ケ)8光学活性置換ベンジアルコール</p>	<p>【請求項1】水とは別に約93重量%以上のアカルボース含有量を有する精製アカルボース組成物。</p> <p>…甲2に記載された精製法が、本件発明で規定する純度を達成可能なものであることは何ら示されていない。…そして、本件発明で規定する純度を達成可能な精製法を開示した証拠も存在しない。したがって、たとえ課題や動機が存在していたとしても、本件優先日前に、本件発明で規定する純度を達成可能とする手段は公知ではなかったことから、本件発明で規定する純度のものを得ることは、当業者といえども容易には行い得なかったものと認められる。さらに、原告は、…純度を93%以上とすることによる特段の作用効果が認められない、と主張する。しかしながら、それまで技術的に達成困難であった純度を達成できたことは、それ自体で、特段の作用効果を奏したものであるということができるとして、原告の上記主張も採用することができない。</p> <p>*H19(ワ)26761は、同特許発明の新規性及び実施可能要件を否定した。</p> <p>http://www.courts.go.jp/arei/pdf/20071436.pdf</p>	<p>勝有 ★ ★</p>
<p>平成20年 (行ケ) 第10300号</p>	<p>繊維強化成形体 *パラメータ自体の容易想到性を否定した(顕著な効果を判断せず)</p>	<p>【請求項1】…内管を構成するエラストマー組成物の100℃での50%モジュラスが3.0MPa以上であるホースからなる繊維強化成形体</p> <p>…従来から使用されているホースの内管を構成するエラストマー組成物の135℃における50%モジュラスは、約0.98～2.35MPa程度であり、甲4、甲5記載の技術は、加硫時に発生する補強糸の棚落ちという特定の課題を解消するために、135℃における50%モジュラスが約1.96～3.92MPaという値のエラストマー組成物を採用したものである。そうすると、繊維補強層を有するホースの内管を構成するエラストマー組成物を、100℃における5%モジュラスが3.0MPa程度以上のものとするとは、100℃と135℃の温度の差を考慮に入れても、繊維補強層を有するホースに関する技術分野において、普通に採用される範囲のものであるということはいできない。しかも、引用発明で繊維補強層に用いられているヘテロ環含有芳香族ポリマーからなる繊維は、…耐熱性、難燃性であり、その分解温度は600℃以上であり、伸度も3.0%以下である。そうであるとすると、ヘテロ環含有芳香族ポリマーからなる繊維は、600℃を越えて分解温度に達するまでほとんどその形状を維持し強度を保つことになり、100℃程度の温度条件では、ホースの補強に関する性能に特段の影響は生じないと解されるから、引用発明において、ホースの内管を構成するエラストマー組成物の100℃における50%モジュラスを、敢えて普通に採用される値より大きい3.0MPa程度以上とする必要性はなく、そのようにする契機があるとはいえない。</p> <p>そうすると、繊維補強層を有するホースの内管を構成するエラストマー組成物について、100℃における50%モジュラスを3.0MPa程度以上とすることは、普通に採用される範囲であるとはいえず、更にこれを引用発明に適用して相違点4に係る構成とすることが、当業者にとって容易想到であるとはいえない。</p>	<p>勝有 ○</p>

平成 20 年 (行ケ) 第 10205 号	強化導電性ポリマーの 製造方法 *数値限定という構成 自体の容易想到性を 問題とし、教唆ないし 示唆を否定した。 (顕著な効果を判断 せず)	<p>【請求項1】 ポリマー組成物の製造方法であって、…35μmよりも小さい径を有するまで、この凝集体を分解させる。</p> <p>引用発明は、「径が0.10～0.25mmの凝集体を50重量%以上含有する」という要件を有している。</p> <p>引用発明が採用した上記二つの要件は、凝集体の径が0.25mmを超える大きなものを排除するのみならず、径が0.1mmに満たない小さな凝集体が一定以上の割合(50重量%以上)を占めることをも、十分な導電性及び機械的強度を確保するという観点から排除しているものということができる。したがって、引用文献2には、炭素フィブリルの凝集体の実質的全体について径の大きさを0.10mm(100μm)よりも小さいものとするための動機付けは存在しない。</p> <p>そして、引用発明において上記のような要件が定められていることが本願発明を想到する阻害要因になるとまでは直ちにいうことができないとしても、引用文献2に接した当業者(その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)が本願発明の構成に至るためには、引用発明に定めた要件に反して、炭素フィブリルの凝集体の実質的全体についての径の大きさを0.10mm(100μm)よりも小さくすることの動機付けが必要であり、少なくとも他の公知文献等において、炭素フィブリルの凝集体の実質的全体について径の大きさを0.10mm(100μm)よりも小さくした場合に十分な導電性と機械的強度が得られることの教示ないし示唆が存在することが必要である。</p> <p>http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090313105839.pdf</p>	勝 有 ○
平成 22 年 (行ケ) 第 10122 号 <飯村>	オキサリプラチナムの 医薬的に安定な製剤 *数値限定という構成 自体の容易想到性を 問題とすることを、 一般論として述べた。 ⇒容易想到性否定。 (顕著な効果を判断 せず)	<p>【請求項1】 濃度が1ないし5mg/mlでpHが4.5ないし6の…腸管外経路投与用のオキサリプラチナムの医薬的に安定な製剤</p> <p>…注射剤のpHに関する本件特許出願時の技術常識は、注射剤のpHは血清となるべく等しいことが好ましいものの、薬物によってはアルカリ性において沈殿を生ずるから、薬品の安定のためpHを下げて微酸性に保つ場合があること、注射薬では、血清と同一pH(7.2～7.4)付近にできない場合が相当多いこと、注射薬のpHはどちらかといえば酸性側のものの方がアルカリ性側のものより多いことが認められる。他方、甲10には、オキサリプラチナムの2.0mg/mlの水溶液のpHは6.7であり(…)、加速安定性試験(…)において、調合物1の安定性は良好でないとの結果が記載されていること(…)、甲11には、オキサリプラチナムの2.0mg/mlの水溶液のpHは6.6であり、これを20ないし25$^{\circ}$C間の温度、遮光下で貯蔵した場合に、18時間後に、毒性に特に関連しているジアクオDACHプラチナ二量体(Ⅲ)の実質的な形成が注目されたとの結果が記載されていること(…)から、甲10、11には、本件発明1で特定されたpHの範囲である4.5ないし6よりも、やや高いpHの領域におけるオキサリプラチナム水溶液の安定性が良好でないことが記載されている。</p> <p>以上認定した事実を総合すると、本件特許出願時の技術水準に照らして、本件発明1で特定したpH4.5ないし6という微酸性領域の値を採用することが容易であったということとはできない。…</p> <p>原告は、数値限定発明において容易想到性でないこととされるためには、数値範囲の全般において効果が顕著に優れているとの臨界的意義が示されることを要すると解されるが、本件発明1は、そのような効果が示されていないので、本件発明1が容易想到でなかったとした審決の判断には誤りがあると主張する。しかし、…一般に、当該発明の容易想到性の有無を判断するに当たっては、当該発明と特定の先行発明とを対比し、当該発明の先行発明と相違する構成を明らかにして、出願時の技術水準を前提として、当業者であれば、相違点に係る当該発明の構成に到達することが容易であったか否かを検討することによって、結論を導くのが合理的である。そして、当該発明の相違点に係る構成に到達することが容易であったか否かの検討は、当該発明と先行発明との間における技術分野における関連性の程度、解決課題の共通性の程度、作用効果の共通性の程度等を総合して考慮すべきである。この点は、当該発明の相違点に係る構成が、数値範囲で限定した構成を含む発明である場合においても、その判断手法において、何ら異なることはなく、当該発明の技術的意義、課題解決の内容、作用効果等について、他の相違点に係る構成等も含めて総合的に考慮すべきであることはいうまでもない。</p>	勝 有 ★

平成 24 年 (行ケ) 第 10262 号	ガラス溶融物を形成 する方法 *数値限定という構成 自体の容易想到性を 否定した。(顕著な 効果を判断せず) Cf. H25(行ケ) 10239	<p>【請求項1】 …純化段階における温度が1800℃と2400℃の間にあ…ることを特徴とするガラス溶融物を形成する方法。 …引用発明は、上記のとおり、粗溶解したガラスを高周波誘導直接加熱により直接加熱して、溶解・均質化・清澄するものであるが、清澄は、ガラス中に発生する誘導電流に伴う強制対流混合によりなされるものであり、一種の物理的清澄と解される。引用文献1には、溶融ガラスに清澄剤を添加して清澄ガスを発生させて清澄すること、すなわち化学的清澄については記載も示唆もない。引用文献1は、物理的清澄を行う引用発明において化学的清澄を併用する動機付けがあることを示すものとはいえない。また、引用発明は、1850℃で清澄が行われるものであるが、…このような高温において化学的清澄を行うことが通常のこととはいえず、また、このような高温で使用できる清澄剤が知られているともいえない。… http://www.coutscipfnci/120130326101424.pdf</p>	勝 有 ○
平成 25 年 (行ケ) 第 10019 号	食品及び飼料サプ リメント *数値限定という構成 自体の容易想到性を 否定した。(顕著な 効果を判断せず)	<p>【請求項1】 …ビタミンB6、B9及びB12の量が、前記サプリメント中の純カルボン酸の含有量の乾燥重量1g当たりそれぞれ、0.5～30mg、0.1～10mg、及び1～1500μgの範囲であ…る食品及び飼料サプリメント。 引用発明においては、ビタミンB12の安定化について何らの記載もない以上、そこに含有されるビタミンB12は、安定化されておらず、保存中にビタミンB12を不安定化する成分によって分解等を受け、その残存率が低下するものと認められる。そうすると、投与するビタミンB12が安定化されているとの条件の下においてヒトへの1日当たりのビタミンB12の投与量を約1～1500μgとする乙1及び乙2の技術事項を、ビタミンB12が安定化されていない引用発明に直ちに適用することは困難である。したがって、引用発明の目的を達成するために必要十分な各栄養素の摂取量や配合比を詳細に検討し最適化を図った場合、ビタミンB12の量が、必ず、本願補正発明の発明特定事項であるサプリメント中の純カルボン酸の含有量の乾燥重量1g当たり1～1500μgの範囲内となるということはできない。…引用発明におけるサプリメントの乾燥重量1g当たり各1.77mgのビタミンB6、B9及びB12という濃度を、本願補正発明の「…」との濃度の範囲内とすることが容易に想到できるかどうか問題であって、本願明細書にビタミンB6、9及びB12を上記濃度で配合することの作用効果及び技術的意義の記載並びにその上限と下限の臨界的な技術的意義の記載がないことや、実施例に見られる本願補正発明の効果が本願補正発明により特定された上記ビタミン類の濃度によりもたらされたものなのかどうかは、上記容易想到性の判断とは関係のない事項である…。…引用発明におけるビタミンB6、B9及びB12の量をそれぞれ5.8倍ないし33倍に増量しなければ、運動量の多いスポーツ選手のパフォーマンスが向上しないというような動機付けとなることも引用発明には一切記載されていない。そうすると、引用発明におけるサプリメントの乾燥重量1g当たり1.77mgであるビタミンB6、B9及びB12の量を、本願補正発明におけるビタミンB6、B9及びB12の量であるサプリメントの乾燥重量1g当たり10～50mgの範囲内とすることについては、なお当業者であれば容易に想到できたということとはでき…ない。 http://www.coutscipfnci/jp804083804.html</p>	勝 有 ○
平成 25 年 (行ケ) 第 10076 号	シリコンオイルを含む 単位用量の洗剤製品 *数値限定という構成 自体の容易想到性を 否定した。(顕著な 効果を判断せず)	<p>【請求項1】 …0.5s-1の剪断速度及び20℃で測定される場合に少なくとも3Pa・s(3,000cps)の剪断粘度を有する…洗剤製品 …本組成物が非ニュートン流動を示すとしても、どの程度の剪断速度でニュートン流動から非ニュートン流動に変化するかは、引用例の記載及び技術常識に照らしてもこれを的確に認定することはできないから、本組成物が20s-1以下の剪断速度において非ニュートン流動を示すことを前提に、同組成物の0.5s-1の剪断速度における粘度を推定することはできないというべきである。</p>	勝 有 ○
平成 26 年 (行ケ) 第 10045 号	骨代謝疾患の処置のため の医薬の製造のための、 ゾレドロン酸の使用 *数値限定という構成 自体の容易想到性を	<p>【請求項1】 …患者に4mgのゾレドロン酸を15分間かけて静脈内投与することを特徴とする処置剤。 ゾレドロン酸は、パミドロン酸よりも100ないし850倍も活性が高いビスホスホネートであって、インカドロン酸及びアレンドロン酸よりもさらに骨吸収抑制作用が高く少量投与で足りることも考慮すれば、患者の利便性や負担軽減の観点からも、引用例1及び2において安全性が確認されたゾレドロン酸4mgの5分間投与という投与時間を、更に延長する動機付けがあると認めることは困難である。</p>	勝 有 ○

	<p>否定した。(顕著な効果を判断せず) ⇒差戻後、優先権主張不適法の拒絶がされ、出願を取り下げた。</p>		
<p>平成27年 (行ケ) 第10080号</p>	<p>斜面保護方法</p> <p>*数値限定という構成自体の容易想到性を否定した。(顕著な効果を判断せず)</p>	<p>【請求項1】引張り強度が400~2000N/mm²であるワイヤーで製作した金網を…固定し、前記アンカーを用いた受圧板の固定は、前記受圧板により金網全体にほぼ均等に土圧による張力が働くように押え付けて行われることを特徴とする斜面保護方法。</p> <p>…甲3には、甲3発明に用いられる溶接金網の種類、材質及び要求される性能についての具体的な記載はなく、溶接金網を構成する鉄線の引張り強度についての記載も示唆もない。そうすると、甲3に接した当業者において、本件優先日当時に知られていた各種強度の多数の金網の中から、本件発明1のワイヤーの引張り強度「400~2000N/mm²」の数値範囲に含まれる甲5ないし7記載の「塩化ビニル被覆鉄線」及び「亜鉛めっき鉄線」で製作した金網を選択して、甲3発明に適用する動機付けがあるものと認めることはできない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/747/085747_hanrei.pdf</p>	<p>勝有 ○</p>
<p>平成27年 (行ケ) 第10097号</p>	<p>発光装置</p> <p>*数値限定という構成自体の容易想到性を否定した。(顕著な効果を判断せず)</p> <p>⇒ 親出願の実施可能要件も肯定された。 (平成24年(行ケ)第10020号)</p>	<p>【請求項1】…前記青色発光素子が放つ光励起下において前記赤色蛍光体は、内部量子効率が80%以上…を特徴とする発光装置</p> <p>…本件出願の優先日当時、照明ユニットにおいて発光効率を高めるために、不純物の除去等の製造条件の最適化等により、蛍光体の内部量子効率をできるだけ高めることは、当業者の技術常識であったことが認められる。</p> <p>しかしながら、他方で、不純物の除去等の製造条件の最適化等により、蛍光体の内部量子効率を高めることについても、自ずと限界があることは自明であり、出発点となる内部量子効率の数値が低ければ、上記の最適化等により内部量子効率を80%以上とすることは困難であり、内部量子効率を80%以上とすることができるかどうかは、出発点となる内部量子効率の数値にも大きく依存するものと考えられる。…</p> <p>…甲3発明において、Sr₂Si₄AlON₇:Eu²⁺+蛍光体のSrの少なくとも一部をBaやCaに置換したニトリドアルミノシリケート系の窒化物蛍光体を採用した上で、さらに、青色発光素子が放つ光励起下におけるその内部量子効率を80%以上とする構成…を容易に想到することができたものと認めることはできない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/748/085748_hanrei.pdf</p>	<p>勝有 ★</p>
<p>平成28年 (行ケ) 第10079号 <高部></p>	<p>タイヤ</p> <p>*本願発明と主引例の具体的課題が異なる</p> <p>⇒当該数値に着目することは容易想到でない</p>	<p>【請求項1】…Ms/Miは0.01以上1.0未満であり、前記表面ゴム層の厚さは0.01mm以上1.0mm以下であり、…前記表面ゴム層のゴム弾性率Msが前記内部ゴム層のゴム弾性率Miに比し低いことを特徴とするタイヤ</p> <p>…本願発明は、使用初期においても、タイヤの氷上性能を発揮できるように、弾性率の低い表面ゴム層を配置するのに対し、引用発明は、容易に皮むきを行って表面層を除去することによって、速やかに本体層が所定の性能を発揮することができるようにしたものである。したがって、使用初期においても性能を発揮できるようにするための具体的な課題が異なり、表面層に関する技術的思想は相反するものであると認められる。…よって、引用例1に接した当業者は、表面外皮層Bを柔らかくして表面外皮層を早期に除去することを想到することができても、本願発明の具体的な課題を示唆されることはなく、当該表面外皮層に使用初期においても安定して優れた氷上性能を得よう、表面ゴム層及び内部ゴム層のゴム弾性率の比率に着目し、当該比率を所定の数値範囲とすることを想到するものとは認め難い。また、ゴムの耐摩耗性がゴムの硬度に比例すること…や、スタッドレスタイヤにおいてトレッドの接地面を発泡ゴムにより形成することにより氷上性能あるいは雪上性能が向上すること…が技術常識であるとしても、表面ゴム層を非発泡ゴム、内部ゴム層を発泡ゴムとしつつ、表面ゴム層のゴム弾性率を内部ゴム層のゴム弾性率より小さい(表面を内部に比べて柔らかくする。)所定比の範囲として、タイヤの使用初期にトレッドの接地面積を十分に確保して、使用初期においても安定して優れた氷上性能を得るといった技術的思想は開示されていないから、本願発明に係る構成を容易に想到することはできない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/259/086259_hanrei.pdf</p>	<p>勝有 ○</p>

平成28年 (行ケ) 第10068号 <高部>	<p>空気入りタイヤ *本願発明と主引例の 具体的課題が異なる ⇒数値範囲の好適化は 容易想到でない</p> <p>*クレームアップされて ないが、発明の詳細な 説明から航空機用の タイヤであると認定し、 自動車用タイヤの周知 技術を適用しなかった</p>	<p>ウ 数値範囲の好適化 (ア) 被告は、引用例2に記載された技術事項を適用した引用発明において、外側ベルトの切断端部を、タイヤの赤道面から0.15~0.35Wの範囲に位置させることは適宜になし得ると主張する。 (イ) しかし、…引用例2に記載された技術事項の目的は、比較的低弾性率のコードを用い、また、コードをタイヤ周方向に比較的浅い角度とすることによって生じるトレッド両端部における拘束力の低下を、折り返し部でコードを重ねることによって補強し、ベルト層両端の損傷を防止しようというものである。そうすると、引用例2に記載された技術事項の目的を達成するために必要なベルトの折り返し幅は、低弾性率のコードを比較的浅い角度で配置することによって生じるベルトのトレッド両端部に対する拘束力の低下を防ぐ程度のものであり、かつ、その程度のものであれば十分である。したがって、引用例2に記載された技術事項は、ベルトのトレッド両端部に対する拘束力の低下を防ぐために、ベルトプライの両端を、折り返し部がトレッドのショルダー部に位置する程度の幅に折り返すことを示唆するにすぎず、トレッド両端部に対する拘束力の低下を防ぐという目的以外に、折り返し幅を調整することを示唆するものではないから、当業者は、引用例2に記載された技術事項を適用した引用発明において、切断端部の位置を赤道面やトレッドのショルダー部との距離に応じて調整するという発想には、そもそも至らない。 (ウ) また、…本願発明は、外側ベルトの切断端部の位置の下限をタイヤ赤道面から0.15Wとしたから、タイヤ耐圧性を確保するとともに、遠心力による迫出し時のひずみの集中を避けることができ、上限をタイヤ赤道面から0.35Wとしたから、せん断ひずみの集中を避けることができ、その結果、セパレーションの発生を抑制できるというものである。そして、一般的に、タイヤが遠心力により迫出すことが技術常識であり、かつ、トレッドのショルダー部は変形しやすいということができたとしても、このことは、当業者に、ベルトの切断端部の位置を、赤道面やトレッドのショルダー部との距離に応じて調整するという本願発明のような発想を与えるものではない。 (エ) さらに、ベルトを折り返したタイヤにおいて、その切断端部の位置が、本願発明の数値限定と同程度になるという周知技術が認められるとしても、このような周知技術の認められるタイヤは、いずれも自動車用タイヤに関するものであって(…)、航空機用タイヤと自動車用タイヤとは、高速性や荷重の大きさの点から求められる性能が大きく異なるから、自動車用タイヤにおける技術をもって、本願発明のような航空機用タイヤにおける周知技術を認定することはできない。 http://www.cipj.go.jp/kyu/kyu4784971a.pdf</p>	勝 有 △
平成28年 (行ケ) 第10180号 <高部>	<p>ランフラットタイヤ *特定の数値範囲の 特性に着目することの 容易想到性を問題と した。(JP5361064) ⇒別件訴訟の特許と 数値範囲が異なる</p>	<p>【請求項1】…ゴム補強層に、動的貯蔵弾性率の170℃から200℃までの変動が2.9MPa以下であり、天然ゴムを含むサイドウォール部補強用ゴム組成物を用いたことを特徴とするランフラットタイヤ。 本件特許の原出願日当時において、ランフラットタイヤの補強用ゴム組成物の温度範囲は、せいぜい150℃以下の温度範囲で着目されていたものにすぎず、ランフラットタイヤの補強用ゴム組成物において、170℃から200℃までの温度範囲に着目されていたということとはできない。そして、他に、この事実を認めるに足りる証拠もない。したがって、本件特許の原出願日当時、ランフラットタイヤの補強用ゴム組成物において、170℃から200℃までの動的貯蔵弾性率の変動に着目することを、当業者が容易に想到することができたということとはできない。 http://www.cipj.go.jp/kyu/kyu4784971a.pdf</p>	勝 有 ○
平成29年 (行ケ) 第10006号 第10015号 <高部>	<p>ランフラットタイヤ *特定の数値範囲の 特性に着目することの 容易想到性を問題と した。(JP4886810) ⇒別件訴訟の特許と 数値範囲が異なる…</p>	<p>【請求項6】…動的貯蔵弾性率の温度による変化を示す図において、180℃から200℃における貯蔵弾性率の最大値と最小値の差ΔE'が2.3メガパスカル(MPa)以下であり、天然ゴムを含むゴム組成物を含むランフラットタイヤ。 …相違点1は、本件発明6において、サイド部の補強用ゴム組成物について、「180℃から200℃における貯蔵弾性率の最大値と最小値の差ΔE'が2.3MPa以下」と、その弾性(剛性)の数値範囲を特定するものである。 そこで、まず、ランフラットタイヤのサイド部の補強用ゴム組成物において、180℃から200℃における貯蔵弾性率の差に着目することを、当業者が容易に想到することができるか否かについて検討する。… 以上によれば、本件特許の原出願の優先日当時において、ランフラットタイヤのサイド部の補強用ゴム組成物の温度範囲は、</p>	勝 有 ○

		<p>せいぜい150℃以下の温度範囲で着目されていたものにならず、ランフラットタイヤのサイド部の補強用ゴム組成物において、180℃から200℃までの温度範囲に着目されていたということとはできない。したがって、本件特許の原出願の優先日当時、ランフラットタイヤのサイド部の補強用ゴム組成物において、180℃から200℃における貯蔵弾性率の差に着目することを、当業者が容易に想到することができたということとはできない。…</p> <p>ランフラットタイヤのサイド部の補強用ゴム組成物について、高温における剛性維持が求められていたとしても、サイド部の補強用ゴム組成物のランフラット走行時における温度を、どの範囲で設定するかによって、その組成物に求められる特性は変わるものである。そして、前記のとおり、本件特許の原出願の優先日当時において、ランフラットタイヤのサイド部の補強用ゴム組成物の温度範囲は、せいぜい150℃以下の温度範囲で着目されていたにとどまるのである…。</p> <p>原告は、再現実験…によれば、引用例1に記載された各実施例におけるゴム組成物が、本件発明6の数値範囲を満たしていることが認められる旨主張する。しかし、引用例1に記載された各実施例におけるゴム組成物が、本件発明6の数値範囲を満たしていたとしても、本件特許の原出願の優先日当時、ランフラットタイヤのサイド部の補強用ゴム組成物において、180℃から200℃までの温度範囲に着目されていたことにはならない。 http://www.coutsgo.jp/app/files/hanei_jp025087025_hanei.pdf</p>	
<p>平成27年 (行ケ) 第10150号 <鶴岡></p>	<p>炭酸飲料</p> <p>*当該数値を調整して課題を解決できると引用例に示唆無し。</p>	<p>…植物成分を含む炭酸飲料において、植物成分の風味と炭酸の刺激感(爽快感)をバランス良く備えた炭酸飲料を提供すること自体は周知の課題である…。…果汁が10%以上含まれた炭酸飲料の可溶性固形分含量を屈折糖度計示度で4~8度の数値範囲とすることは、甲2, 3, 5~7及び10~13の何れにも具体的に記載されてはおらず、本件優先日前から周知のものであったとまではいえない。また、甲1~3, 5~7及び10~13の何れにも、可溶性固形分含量を操作することで、植物成分の風味と炭酸の刺激感(爽快感)のバランスを調整することが可能であると記載又は示唆されているわけではない。</p>	<p>勝 有 ○</p>
<p>平成31年 (行ケ) 第10031号 <高部></p>	<p>低温靱性に優れたライン パイプ用溶接鋼管</p> <p>*関連する数値限定は併せて判断する。</p> <p>*本願発明と引用発明とは課題が異なる ⇒数値を置き換える 動機付け無し</p> <p>*引用発明の数値は、 特定の条件で最適化されたもの</p>	<p>【請求項1】…(1)式を満足し、前記鋼管の周方向を引張方向とした際、前記鋼板の引張強度が570~825MPaであることを特徴とする低温靱性に優れたラインパイプ用溶接鋼管。0.1≤L2/L1≤0.86…(1)</p> <p>引用発明は、引張強度が850MPa以上1200MPa以下という条件の下で、W2/W1の値の最適範囲を特定したものであるから、引用発明において、引張強度とW2/W1の値は相互に関連しているため、相違点1と相違点2を併せて判断する。…</p> <p>本願発明と引用発明とは、本願発明が、外面溶接熱影響部における低温靱性の向上を課題として、L2/L1の上限及び下限を規定しているのに対し、引用発明は、内面溶接金属内におけるシーム溶接部に発生する低温割れの防止を課題として、W2/W1の上限及び下限を規定しているのであるから、両者はその解決しようとする課題が異なる。また、その課題を解決するための手段も、本願発明は、外面熱影響部において、外面入熱を低減して粒径の粗大化を抑制するものであるのに対し、引用発明は、先行するシーム溶接(内面)の溶接金属に発生する溶接線方向の引張応力を低減するものである。…</p> <p>そして、溶接ビード幅中央の位置における溶接金属の厚さであるW2/W1と、母材表面から内外面溶融線会合部までの距離の比であるL2/L1とは、余盛部分の厚さや、内外面溶融線会合部から外面溶接金属の先端までの距離を考慮するか否かにおいて、技術的意義が異なるところ、引用発明においてW2/W1に替えてL2/L1を採用するならば、余盛部分の厚さや内外面溶融線会合部から外面溶接金属の先端までの距離を含む溶接金属の厚さが考慮されないことになる。また、W2/W1が一定であっても、内面側溶接金属の溶け込み量が増加すると、L2/L1は変動するから、W2/W1とL2/L1とは相関がなく、W2/W1に対してL2/L1は一義的に定まるものではない。以上によれば、引用発明のW2/W1をL2/L1に置き換える動機付けがあるとはいえないというべきである。…</p> <p>引用発明のW2/W1は、鋼板の引張強度が850MPa以上1200MPa以下という条件下での溶接金属内での残留応力を根拠として最適化されたものであり、引用例1には、これを850MPa未満のものに変更することの記載も示唆もない。そうすると、本願出願時において、鋼管の周方向に対応する引張強度が600~800MPaの鋼板について、その突合せ部を</p>	<p>勝 有 ★ ★ ★</p>

	⇒当該条件を変更する 動機付けなし。	内外面から1パスずつサブマージドアーク溶接することで、低温靱性に優れたラインパイプ用溶接鋼管を製造することが知られていたこと(…)を考慮しても、鋼板の引張強度が850MPa以上1200MPa以下という条件下でW2/W1を最適化した引用発明において、鋼板の引張強度が570～825MPaのものに変更することについて、動機付けがあるとはいえない。	
平成30年 (行ケ) 第10071号 <大鷹>	導電性材料の製造方法 (銀フレーク) *前訴判決が判断して いない相違点の誤り⇒ 拘束力は及ばない *数値限定という構成 自体の容易想到性を 否定した。	被告は、確定した前訴判決(取消判決)の拘束力に従って認定判断した本件審決の取消しを求める本件訴訟は、前訴判決による紛争の解決を専ら遅延させる目的で提起されたものであり、本件訴えの提起は、訴権の濫用として評価されるべきものであるから、本件訴えは、不適法であり、却下されるべきである旨主張する。そこで検討するに、原告主張の本件審決の取消事由中には、前訴判決が判断しなかった相違点についての本件審決の判断に誤りがあることを理由とするもの…が含まれていることに照らすと、本件訴えの提起が、前訴の蒸し返しであるものと直ちにいうことはできず、訴権の濫用に当たるものと認めることはできない。…相違点9-4に係る本件訂正発明9の構成が容易想到かどうかは、引用発明4を出発点として判断すべきものであるところ、…甲4に接した当業者においては、引用発明4の銀の粒子の粒径の構成を「2.0μm～15μmの平均粒径(メジアン径)」の数値範囲に含まれる構成(相違点9-4に係る本件訂正発明9の構成)に置換する動機付けは存在せず、また、上記構成とすることが設計的事項であるとはいえないから、原告の上記主張は、理由がない。 http://www.coutspjppfshnc.jp/410841.html	勝 有 ○
平成31年 (行ケ) 第10011号 <高部>	遺伝子産物の発現を 変更するためのCR ISPR-Cas系 *数値限定の進歩性○ *効果も重視した (*29の2違反もなし)	…引用例…図3Aには、長いtracrRNAをcrRNAと組み合わせて二本鎖として用いた実験結果が示されるものの、特に長いtracrRNAの方が標的配列の開裂に優れることは開示されていない。また、引用発明2のtracr配列の長さを26から30にするには、15%以上長くする必要があるから、これが多少長くした程度のものであるとはいえない。さらに、上記のとおり、本願優先日当時、tracr配列の長さが大きければ大きいほど、好ましいことを示す技術常識は存在せず、真核細胞にCRISPR/Cas系を適用したことを報告する技術論文、特許文献も存在しなかったことからすれば、tracr配列の長さを30以上に設定することに伴い真核細胞におけるゲノム改変効率が向上するという効果は、当業者の期待や予測を超えるものと評価されるというべきである。 http://www.coutspjppfshnc.jp/26109261.html	勝 有 △
令和1年 (行ケ) 第10137号 <大鷹>	セレコキシブ組成物 *パラメータに着目する ことの容易性否定 *別件令和2年(行ケ) 10110、10112、10155 <大鷹>は、サポート 要件×	【請求項1】…10mg乃至1000mgの量の微粒子セレコキシブを含み、一つ以上の個別な固体の経口運搬可能な投与量単位を含む製薬組成物であって、粒子の最大長において、セレコキシブ粒子のD90が200μm未満である粒子サイズの分布を有する製薬組成物。 本件明細書…の記載は、未調合のセレコキシブを粉砕し、「セレコキシブのD90粒子サイズ」を「約200μm以下」とした場合には、セレコキシブの生物学的利用能が改善されること、ピンミリングのような衝撃粉砕を用いることにより、他のタイプの粉砕と比較して、最終組成物に改善されたブレンド均一性がもたらせることを示したものとイえる。しかるところ、甲1には、甲1発明の「セレコキシブを300mg含む経口投与用カプセル」にいう「セレコキシブ」について、その調製方法を示した記載はなく、また、粉砕により微細化したセレコキシブを用いることや、その微細化条件を「セレコキシブのD90粒子サイズ」で規定することについての記載も示唆もない。… …甲9及び10には、特定の大きさよりも小さい粒子サイズの粒子が効果を奏する粉体の場合には、その粒度分布を、平均粒子径ではなく、「所望の大きさよりも小さい粒子サイズの粒子が粉末全体に占める割合」で特定することは、医薬品の原料粉末では一般的であることについての記載や示唆はなく、ましてや、セレコキシブの微細化条件として「セレコキシブのD90粒子サイズ」で規定することや、「セレコキシブのD90粒子サイズ」を「約200μm以下」とした場合には、セレコキシブの生物学的利用能が改善されることについての記載も示唆もない。他に特定の大きさよりも小さい粒子サイズの粒子が効果を奏する粉体の場合には、その粒度分布を、平均粒子径ではなく、「所望の大きさよりも小さい粒子サイズの粒子が粉末全体に占める割合」で特定することは、医薬品の原料粉末では一般的であることを認めるに足りる証拠はない。そうすると、甲1に接した当業者において、甲1発明のセレコキシブを300mg含む経口投与用カプセルにおいて、経口吸収性(生物学的利用能)の改善及び薬効成分の含量均一性の改善のために、薬効成分のセレコキシブの粒子サイズを小さくすることに思い至ったと	勝 有 ○

	<p>されている⇒クレームされた組成が同課題を高い蓋然性で満たすと認識できる必要あり、と判示した。</p>	<p>ない旨を主張する。しかし、本件明細書によれば、本件発明は、従前のラップフィルム の「低温結晶化開始温度」が60℃を上回っていたところを、フィルムの延伸環境・延伸倍率・延伸速度、緩和環境・緩和比率、原反の保管環境等の調整によって「40～60℃」に制御する(40℃を下回ることではない。)ことにより、裂けトラブルを抑制するという課題を解決しようとするものであり、その効果も実施例及び比較例を通じて実証されている…。そうすると、本件発明の構成要件Dの物性値に係る数値範囲に臨界的意義がないということではできない。そして、引用例1-2及び引用例2には、「低温結晶化開始温度」についての記載はなく、その数値範囲の設定が課題であるとの示唆もないから、引用例1-2(及び引用例2)に接した当業者において、様々な物性の中からあえて「低温結晶化開始温度」に着目する動機付けがあるとはいえず、上記相違点を容易に想到し得たとはいえない。被告の上記主張は採用できない。…引用発明1-2に基づき、進歩性を欠くともいえない。</p>	
<p>令和2年(行ケ)第10043号<森></p>	<p>架橋アクリル系樹脂粒子</p> <p>*臨界的意義を認めたが決定打ではない</p> <p>*本件発明の課題が知られていたことは証拠上認められない</p>	<p>…被告は、本件発明の加熱減量の上限值である1.5%は臨界的意義を有しないと主張する。しかし、本件明細書の【表1】によると、本件発明1の加熱減量の上限值1.5%を超える比較例1(加熱減量1.8%)、比較例2(加熱減量2.2%)、比較例4(加熱減量1.56%)は、いずれも塗膜の表面性の評価が「C」となっているから、加熱減量の上限值1.5%は、本件発明の臨界的意義を有していると認められる。この点に関する被告の主張は採用することはできない。…</p> <p>…本件発明は、…架橋アクリル酸系樹脂粒子の揮発分が塗膜表面にムラなどを生じさせる結果、塗膜表面の傷付き性能の低下が生じてしまうことを解決することを課題としているところ、甲2-3には、このような本件発明の課題は現れていない。</p> <p>また、…合成樹脂粒子の製造については、水分量を低減させ、残存モノマーを低減させることにより、その品質を向上させることが知られていたことは認められるが、…各証拠から、本件発明のように、粒子中の揮発分が表面ムラの発生や、塗膜表面の傷付き性低下などを生じさせていた…という課題や、この課題を解決するために、加熱減量を減ずるという構成を採用することが、本件優先日当時、当業者に知られていたと認めることはできないし、まして、本件発明の「加熱減量の上限值1.5%」が当業者に知られていたと認めることはできない。…</p>	<p>勝有○</p>
<p>令和2年(行ケ)第10001号<鶴岡></p>	<p>(メタ)アクリル酸エステル共重合体</p> <p>*本願発明と引用発明とは課題が異なる⇒引用発明の数値を変更する動機付けがなく、容易想到性否定</p>	<p>【請求項1】…(メタ)アクリル酸エステル共重合体(A)を構成するモノマーの全量を100質量%としたとき、上記(A-b)の配合量b(質量%)と上記(A-c)の配合量c(質量%)とが、下記式：$10 \leq b + 40c \leq 26$(但し、$4 \leq b \leq 14$、$0.05 \leq c \leq 0.45$)を満たし、…</p> <p>…相違点2は…本件発明は「$10 \leq b + 40c \leq 26$(但し$0.05 \leq c \leq 0.45$)」であるのに対し、引用例1…はcが0.5、$b + 40c$が26.8であるというものである。そこで、引用例1発明における上記b及びcの値を変更し、本件発明における数値範囲内に調整することを、当業者が容易に想到し得たか否か否かについて検討する。…</p> <p>本件発明と引用例1発明とは技術分野や発明が解決しようとする課題が必ずしも一致するものではない…。…また、…架橋性官能基であるエポキシ基、水酸基、アミド基及びN-メチロールアミド基は、その種類に応じて異なる粘着力や凝集力を示すものと考えられるから、各モノマーは、粘着力や凝集力の点で等価であるとはいえない…。…当業者において、各モノマーを同量の別のモノマーに置き換えたり、水酸基を有するモノマー…を導入した分だけグリシジルメタクリレート…の配合量を減少させて第3成分全体の配合量を維持したりすることが、自然なことであるとか、容易なことであるなどということではできない。…</p> <p>さらに、…引用例1発明においては、…第1成分ないし第3成分の合計量を100質量%としたときの第3成分の配合量は、0.5～13.0質量%となる…。そうすると、引用例1発明において、グリシジルメタクリレートの配合量を本件発明における数値範囲内である0.45質量%以下とするためには、第3成分の配合量の下限值とされている値である0.5質量%を下回る量まで減少させる必要があるところ、…このような調整を行うべき技術的理由を見いだすことはできない。…</p> <p>乙6文献に記載された発明は、プラスチックフィルム、紙、布等の基材上に設けられる柔軟性層の表面粘着処理法に関する発明であること、乙7文献に記載された発明は、耐熱性の再剥離可能なマスキングテープ、シート、ラベル等用の粘着剤の発明</p>	<p>勝有○</p>

		<p>であること、乙8文献に記載された発明は、エマルジョン系感圧性接着剤の発明であることが認められるところ、これらの発明と引用例1発明とは、技術分野や粘着剤又は接着剤に求められる性質及び性能が必ずしも一致するものではないから、これらの発明で採用された数値が、当然に引用例1発明に適用されるものではない…。</p> <p>被告は…数値限定に技術的意義はない旨主張する。しかしながら、…数値範囲を定めることにより、化粧シートのタック性、施工性、耐熱性及び粘着性につき、一定の技術的効果が奏されていることは明らかである…。</p>	
平成29年 (行ケ) 第10236号 第10237号 <森>	<p>フルオレン誘導体の結晶多形体の製造方法</p> <p>*製造方法中の析出開始温度が「現象」でも発明特定事項である</p>	<p>【請求項1】…65℃以上で…析出を開始させる9,9-ビス(4-(2-ヒドロキシエトキシ)フェニル)フルオレンの結晶多形体の製造方法</p> <p>ア 再結晶化の段階で析出開始温度を明示的に65℃以上としている文献等は存在せず、当業者において、再結晶化の際に析出開始温度を65℃以上とすることが動機付けられるものではない。…</p> <p>イ 原告は…③「65℃以上でBPEFの析出開始」とは、「現象」にすぎないところ、そのような現象を確認することは容易であると主張する。しかし、…「65℃以上でBPEFの析出開始」が「現象」であったとしても、上記アの判断が左右されることはない。</p>	<p>勝 有 ★</p>

進歩性⑥「数値限定発明、パラメータ発明」 <敗訴事案>

事件番号	発明、結論、論点等	判示内容	
平成13年 (行ケ) 第285号	生ごみ処理装置 *数値限定に臨界的 意義がある場合も、 「極めて容易」に設定 できる限定は進歩性×	仮に、130℃に臨界的意義を認めることができるとしても、上記(1)で認定した周知事項の下では、 当業者は、この臨界的意義とは無関係に極めて容易に上記温度を設定することができるというべきであり、このようなとき、130℃に臨界的意義があることを特許性の根拠にすることは特許制度の目的に合わないというべきである。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/ADE37646A67B927E4B01E97E.pdf	負 不 ★
平成14年 (行ケ) 第213号	マイクロバブル *公然実施品と数値が 僅かに異なったが、 臨界的意義はなく、 有効数字2桁とすれば 同じになるとして、 構成同一と判断した	【請求項】 アルカリ土類金属酸化物:アルカリ金属酸化物重量比が1. 2:1~3. 0:1の範囲であ…るガラスのマイクロバブル。 原告は、…「C15/250」は「アルカリ土類金属酸化物:アルカリ金属酸化物」の比が「1. 18」であるから、本件訂正発明5の「1. 2:1~3. 0:1の範囲の重量比」という要件を満足するものではないと…主張している… 第1宣誓供述書…記載の試験結果によれば、「C15/250」における「RO/R2O比」は「1. 18:1」(比の値1. 18)であるとされており、上記値は、本件訂正発明5における「1. 2:1~3. 0:1」(比の値1. 2~3. 0)と一致しない。…しかしながら、…「RO/R2O比」が1. 2以上であるものと、それ未満であるものとの間に失透現象に関して臨界的な相違があるものとは到底いえない。また、失透現象と「RO/R2O比」が1. 2の臨界性との関係について他にそれを裏付ける証拠もない。そして、 第1宣誓供述書…の分析値、「RO/R2O比」の計算から考えて、「1. 18」という値は測定値、計算値であるから、4捨5入等の概数を求める方法により出されたもので、有効数字を3桁でとれば「1. 18」であり、2桁でとれば「1. 2」になるものである。「RO/R2O比」の計算の根拠になっているのは「RO」については「CaO 9. 81」で、「R2O」については「Na2O 4. 95」、「K2O 2. 46」、「Li2O 0. 90」の合計である。これらの測定値のうち、Li2Oを除くその余の成分は有効数字3桁の測定値が示されているが、Li2Oについては有効数字が2桁であるから、「RO/R2O比」の有効数字として2桁を採用することは全く問題がない…。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/33133.pdf	負 不 ★
平成17年 (行ケ) 第10438号	ヒアルロン酸とデルマタン 硫酸を含有する健康食品 *数値限定の臨界的 意義の要立証範囲	本願発明1が、常に格別顕著な効果を奏するものであることを裏付けるためには、本願発明1に包含される任意の組合せの任意の配合比率の態様が、本願発明1に相当しない15通りの組合せの任意の配合比の態様と比較しても、また、引用例1に明示されたムコ多糖類の各々を単独に含有する態様と比較しても、常に格別顕著な効果を奏するものであることを証明する必要がある。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/E45BB7D34DB7A40649257106000A0370.pdf	負 不 ★
平成19年 (行ケ) 第10322号	静電荷像現像用トナー *特殊パラメータ (数値限定)の技術的 意義を否定した ⇒進歩性×	原告は、本願補正発明は、平均円形度、体積/個数平均粒径、微小粒子の含有率が密接に関連したもので、すべての要件を満足して初めて長期使用が可能という効果が生じるものであり、これらを分解して判断することはできないし、周知例にはいずれもこの要件を満たしたものはないと主張する。 しかしながら、 各種パラメータの持つ意味が、それぞれ基本的に知られていることは…のとおりであり、平均円形度、粒径関係の規定、微小粒子の含有率が原告主張のように密接に関連するとしても、所望の性質のトナーを得るために、全体性能の悪化に配慮しつつ目当てのパラメータを調節することは通常の創作活動に属する事項である。 さらに、本願補正発明におけるパラメータの規定に、臨界的な意義があるとはいえないことも前記のとおりである。… 各種のパラメータを特定範囲に規定する本願補正発明のような場合、各種パラメータ以外の樹脂の種類、外添加剤の種類などを一定にした上で効果を比較することが不可欠である。しかしながら、本願明細書には、これらの条件がまちまちな7つの実施例と5つの比較例があるだけであるから、これらの記載をもって、本願補正発明に当業者が予測できないような効果があるとまでは認めることはできない。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20081120170001.pdf	負 不 ★

平成19年 (行ケ) 第10319号	低屈折率膜形成用塗料 *数値限定の技術的意義を否定した	本件明細書には、多孔質シリカの屈折率(1.2~1.4)に関する技術的ないし臨界的意義に関しては何らの記載もなく、本件発明1の分散含有される多孔質シリカ微粉末については、従来のシリカ(屈折率1.46)よりも低い屈折率物質であることを特定したものであると解されるにとどまるというべきである。そうすると、甲1発明の低屈折率膜形成用塗料において、低屈折率膜を形成する手段として多孔質シリカ微粉末をシリカよりも低屈折率のものとするのは当業者が容易に想到し得る事項であり、甲1発明の多孔質シリカ微粉末の屈折率を「1.46」より低い数値範囲の「1.2~1.4」とすることに格別の困難性は認められない…。	負 不 △
平成20年 (行ケ) 第10092号	X線画像検出器 *数値限定の技術的意義を否定した ⇒進歩性×	…出力導線上に厚さが少なくとも3 μ mの絶縁層を設ける意義について、本願明細書の段落【0016】には、以下の記載がある。「電極11を全ての面で覆う電極14がこのように拡がっているため、電極14が読出導線と制御導線も(少なくとも部分的に)覆うことは避けがたく、そのため、電極11、導線7および5の間に余分な寄生キャパシタンスを生じさせる。このような寄生キャパシタンスを最小とするためには、絶縁層13は少なくとも3 μ m、望ましくは5ないし10 μ mの厚さより成るべきである。この場合、比誘電率は4ないし5と仮定する(さらに高い誘電率を得るためには、絶縁層をはるかに厚くしなければならない)。この場合に適した材料は、シリコン酸化物、シリコン窒化物、又は、ポリアミド樹脂である。」 上記記載からすると、寄生キャパシタンスを最小とするために必要な絶縁層の厚さは、絶縁層の比誘電率(絶縁層の材質)に依存して変化するものであることが分かる。また、…電極と配線の重なりによる寄生容量は、電極配線や形状・配置などにも影響される。そうすると、上記の「厚さが少なくとも3 μ m」との限定は、あるとしても特定の実施例について意味を有するにすぎないものと理解できる。そして、本願明細書には、寄生容量の低減の程度について上記の定性的な記述があるのみで、実験による具体的な裏付けも、理論的な説明もなされていない。 そして、寄生キャパシタンス(寄生容量)は、絶縁層の膜厚が大きくなればなるほど小さくなる性質のものであることからすると、結局、「厚さが少なくとも3 μ m」との限定には、寄生キャパシタンス(寄生容量)の大きさが許容範囲となる絶縁層の膜厚のいわば目安を提示したという程度以上の意味を見出すことができないというべきである。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/201807241.pdf	負 不 ○
平成20年 (行ケ) 第10419号	タンクおよびそのライナ *数値限定の技術的意義を否定した ⇒進歩性×	本願補正発明において問題とされている剪断強度は、ライナをタンク壁に沿って曲げた形状としてタンクに貼り付けた場合における曲げ易さ、ないし物体内部でずれを生じさせる剪断力に対して耐久する強度を表わす指標であるから、ライナを構成する材料の引張り・曲げ・圧縮等の各種強度や弾性等の物性に依りて、様々に変化するものである。特に、隔壁を構成する糸の太さや、そこに含浸された樹脂の厚み等は、この剪断強度に大きく影響するものであり、更に貼り付ける対象であるタンクの曲率の大小に依りて、ライナを曲げる程度も変更する必要があるから、適切な剪断強度も変化するはずである。 ところが、本願補正発明では、隔壁の高さと間隔が規定されているのみであり、材料の物性はおろか、隔壁を構成する糸の太さ、対象とするタンクの大きさなどの規定もされていない。さらに、本件補正後の本願明細書には、具体的な実施例の記載もなく、隔壁が本願補正発明の特許請求の範囲に規定された条件を満たせば望ましい性能のライナを得ることができると認めることができない。そうすると、隔壁の高さ、間隔につき本願補正発明の如く規定したことに、特段の技術的意義があると認めることができない。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090925130844.pdf	負 不 ★ ★ ★
平成20年 (行ケ) 第10490号	薄板収納搬送容器用ポリカーボネート樹脂 *数値限定の臨界的意義を否定した ⇒進歩性×	本件明細書には、本件発明1における数値範囲の臨界的意義についての具体的な記載はされておらず、また、塩素原子含有量は、上限値である10ppm以下だけが記載され、下限値が特定されていないものであって、…「塩素原子含有量が10ppm」との構成については、塩素原子含有量がポリカーボネート樹脂中に少なれば少ないほどよいとの引用発明1と同様の技術思想を、専ら塩素系有機溶媒の残留量に着目して、かつ、上記のとおり臨界的意義が認められない最小値0を含む具体的な数値範囲をもって、単に規定したにすぎないものと解される。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090918111833.pdf	負 不 ○
東京地裁 平成20年 (ワ)	軽量粘土およびその製造方法 *発明の詳細な説明を	…乙1発明の「軽量微小素材粉末」として適当な含水のもの(WEタイプ)の添加量「3~20部(重量部)」すなわち有機中空微小球それ自体の重量%「0.3重量%~6重量%」を、本件特許発明の有機中空微小球の添加量「0.1~3重量%未満」と変更することについての格別の技術的意義は、本件明細書からは見いだせない。	負 不 ○

第25354号	参酌し、数値限定の技術的意義を否定、進歩性を否定した	そうすると、本件特許発明において有機中空微小球の添加量を「0.1～3重量%未満」としたことは、乙1発明の「軽量微小素材粉末」として適当な含水のものの添加量の数値範囲を好適なものに変更したにすぎないというべきであり、当業者が適宜行う範囲内のことというほかない。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090918113010.pdf	
平成21年 (行ケ) 第10064号	浄水器用吸着材の製造方法、…浄水器 *数値限定の技術的意義を否定した	…本願明細書の記載自体からは、本願発明が「80℃～150℃で乾燥」する構成を有することの意義を、理解することができない。…技術常識からみても、乾燥温度の数値限定についてまで格別の意義を認めることができない。… 当業者が引用発明1についてその乾燥温度を所望の温度すなわち80℃～150℃に設定することは単なる設計事項にすぎない …。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20091106133823.pdf	負 不 △
平成22年 (行ケ) 第10365号	過負荷回避用電力コントロールシステム *数値限定の技術的意義を否定した	本願明細書…、下限を「15秒」、上限を「30秒」とした根拠は記載されておらず、 第二設定時間を「15～30秒」に限定した技術的意義については示されていない …。他方、引用例1には、本願発明の第二設定時間に対応する時間を「3分」としたことが、また、引用例2には、同じく「15秒」としたことがそれぞれ記載されており、いずれの引用例にも、前記時間を特定した根拠については明示されていないことからして、前記時間は、少なくとも15秒ないし3分の範囲であれば、当業者が適宜設定できる値であると考えるのが自然である。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110428152541.pdf	負 不 ○
平成22年 (行ケ) 第10269号 <中野>	土壌の無害化処理方法 *数値の一部が従来技術と重複しても、新規性×ではない	…本願発明における土壌に対する鉄粉の添加量は、甲1発明から算出される値と (下限が) 一部重なることから、少なくとも当該重複部分については当業者が容易に想到可能なものであることに加え、本願発明における「0.1～10重量%」の数値限定の 上限値の「10重量%」について臨界的意義があるとは認められず、この上限値は設計的事項にすぎない …。 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/313/081313_hanrei.pdf	負 不 △
平成22年 (行ケ) 第10133号	2室容器入り経静脈用総合栄養輸液製剤 *数値限定において本件及び引用発明の「中心値」を重視した⇒進歩性×	本件発明では、0.05～0.2g/Lと特定されているのに対し、甲4記載の発明の抗酸化剤の割合は0.001%～0.1%、すなわち0.01～1g/L程度とされている。このように、 甲4記載の発明で特定される範囲は、本件発明で特定される範囲に比べて広いが、それぞれの範囲の中心となる値はいずれも「0.1g/L」である 。すなわち、本件発明で特定されている範囲は、この中心の値の2分の1の値と2倍の値の間であり、一方、甲4記載の発明で特定される範囲は、この中心の値の10分の1の値と10倍の値の間である。そして、 添加剤を含有することを構成に含む発明の特許出願に係る明細書において、添加剤の含有割合が記載される場合、中心となる値が最も好ましい含有割合であり、含有割合はその値を中心に、ある程度の幅をもって記載されることが一般的である 。このことを考慮すると、甲4記載の発明において、抗酸化剤の含有割合を最も好ましいと考えられる中心の値「0.1g/L」及びその近傍とすることは、当業者が容易になし得る…。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110201151523.pdf	負 不 ★
平成22年 (行ケ) 第10296号	ペトロラムを基にした鼻用軟膏 *数値限定の技術的意義が明細書に記載されていないから、 <u>直接の示唆がないとしても、進歩性×</u>	【請求項1】DIN51562法による8mm²/秒(100℃)以上の粘度を有することを特徴とする…吸入アレルギー性反応の予防のための鼻用軟膏 引用例…には、…吸入アレルギー性反応の予防との関係においては、確かに、飽和炭化水素の混合物の粘度に着目するという直接の示唆は存在しない。しかし、そもそも、本願明細書にも、飽和炭化水素の混合物の粘度について、8mm ² /秒という数値が特別な技術的意義を有すると認められる記載はなく、ワセリンの各種物性(密度、凝固点、粘度、コーン貫入(粘度の一種。…))、平均炭素数、炭化水素の炭素数分布)の中で、粘度に着目することの技術的意義も記載されていないのであって、本願明細書において、粘度や、その8mm ² /秒という数値についての技術的意義が開示されているということとはできない。…本願発明は、粘度が数値範囲で特定されていない従来技術を超えるものではなく、本願発明が飽和炭化水素の混合物の粘度を調整することにより 顕著な作用効果を有するという ことはできないものである。 このように、 本願明細書に、粘度に着目することの技術的意義も、粘度を8mm²/秒という数値以上のものに特定することの技術的意義も記載されていない ことに照らすと、引用例に飽和炭化水素の混合物の粘度を調整することによりアレルギー性反応を予防しようという <u>直接の示唆がないとしても、</u> 本願発明の発明特定事項を根拠に、本願発明が進歩性を有することはできない。 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/606/081606_hanrei.pdf	負 不 △

平成 18 年 (行ケ) 第 10132 号	耐熱劣化性を有する 合成樹脂組成物 *特許権者が主張する 効果が明細書の記載に 基づかないとして、 数値限定の臨界的意義 を否定した *H17(行ケ)10665 同旨 *H17(行ケ)10754 同旨 *H17(行ケ)10189 同旨	… (Fe + Mn) 含有量の低減により耐熱劣化性が連続的に向上する傾向にあることは理解できるが、(Fe + Mn) 含有量だけを指標とした場合に、耐熱劣化性の指標が「図 A」の曲線に沿って変化すると断定することは困難である。 特に、実施例 2 の 0.0076 重量%と比較例 1 の 0.0275 重量%の間に測定値が示されていないから、その間でどのような変化を呈するかは推測の域を出ないものである。そうすると、(Fe + Mn) 含有量がほぼ 0.02 重量%の点を急勾配のほぼ中間値として急激に変化しているということとはできず、本願発明の 0.02 重量%という値の内外で生じる耐熱劣化性に係る効果について予測できない程の顕著な差があるとは認められないから、この数値限定に臨界的意義があるということとはできない。	負 不 △
平成 27 年 (ワ) 第 1025 号 <長谷川>	pHを調整した低エキス 分のビールテイスト飲料 *パラメータ同士に 関連性がなければ、 公然実施発明から、 相違点である特定の パラメータのみを抽出 して認定してもOK!! *消費者の評価から 公然実施品の課題を 認定した。⇒進歩性× Cf. H24(行ケ)10275	原告は、本件発明はエキス分の総量、pH及び糖質の含量の各数値範囲と飲み応え感及び適度な酸味付与という効果の関連性を見いだしたことを技術思想とするものであり、公然実施発明 1 はこのような技術思想を開示するものではないから、オールフリーの多数の分析項目の中からエキス分の総量、pH及び糖質の含量のみを抜き出して公然実施発明 1 を特定することは許されず、エキス分の総量、pH及び糖質の含量をひとまとまりの構成として相違点を認定すべきである旨主張する。… 本件発明は、特許請求の範囲の記載上、エキス分の総量、pH及び糖質の含量につき数値範囲を限定しているが、各数値がそれぞれ当該範囲内であれば足りるのであり、これらが相互に特定の相関関係を有することは規定されていない。また、本件明細書の発明の詳細な説明の欄をみても、例えば、エキス分の総量が 0.5 重量%であるときは pH をどの範囲とし、これが 2.0 重量%であるときは pH をどの範囲とするのが望ましいなどといった記載は見当たらず、要は、エキス分の総量、pH 及び糖質の含量がそれぞれ数値範囲内であれば足りるとされている。…別紙 1-1~3 に示された公然実施発明 1 の多数の分析項目のうちエキス分の総量、pH 及び糖質以外の成分等の分析結果は、本件発明の進歩性を検討するに当たり考慮する必要はないと考えられる。…本件発明の進歩性を判断する前提として公然実施発明 1 との相違点を認定するに当たっては、エキス分の総量、pH 及び糖質の各数値をみれば足りる…。 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/436085436_hanrei.pdf	負 不 ★
平成 28 年 (ネ) 第 10093 号 <清水>	…スキンケア用化粧料 *ウェブページが利用可能 となった時期の認定 ⇒H28(行ケ)10092 は、 別のウェブページが、 出願時に利用可能で なかったと認定した *出願前のウェブページ でパラメータ特許の 進歩性× ⇒ウェブページは pH	控訴人は、乙 3 4 及び乙 3 5 の各ウェブページは、それぞれ「よっこ」及び「*I h a s a *さん」と称する匿名者による記事にすぎず、それらの正確性、信頼性に何らの裏付けもなく、また、公開日に関しては、乙 3 4 ウェブページのブログ記事も乙 3 5 ウェブページのクチコミ記事も過去の投稿内容をいつでも容易に編集することが可能なのであって…、…実際に…公衆に利用可能になっていたことは疑わしいから、乙 3 4 ウェブページは証拠として採用されるに値しないと主張する。 しかしながら、本件特許の出願前において、化粧品の全成分表示が義務付けられていたところ…、控訴人は、乙 3 4 ウェブページにおける控訴人旧製品の全成分の記載内容の正確性について争っておらず、また、本件特許の出願前の平成 1 9 年 1 月 1 5 日に発売された控訴人旧製品の全成分リストを、乙 3 4 ウェブページの作成者が参照することができなかったなどという具体的な主張もしていない。さらに、乙 3 4 ウェブページと乙 3 5 ウェブページとは、異なるウェブページであり、その作成者のペンネームも異なることから、異なる者によって記載されたものであり、控訴人旧製品の全成分の記載内容については、各成分の名称も表記順序も一致していることなどを考慮すると、両ウェブページを記載した者は、いずれも控訴人旧製品の容器等に記載された全成分表示を参照したものと考えるのが自然かつ合理的であるといえる。このように、異なる複数の者が控訴人旧製品の全成分表示を参照していることなどからすると、乙 3 4 ウェブページは、その内容を書き換えられる可能性が皆無ではないとしても、平成 1 9 年 1 月 1 5 日の控訴人旧製品の発売日より後の平成 1 9 年 1 月 1 7 日 (乙 3 4) に記載されたもの	負 不 ★ ★ ★

	<p>を特定しておらず、実製品は関係ないと判断された(清水)</p> <p>*平成30(行ケ)10178もウェイバックマシンに保存されていたブログの公知日を認定した。(日経平均が整合)</p> <p>CE ウェイバックマシン、アーカイブの証拠能力を否定した事案として、平成18(行ケ)10358【EIGOTOWN】がある(商標/不使用取消の事案)</p>	<p>であると推認することができる…。…</p> <p>本件発明と乙34発明とでは、本件発明のpHの値が5.0～7.5の範囲であるのに対し、乙34発明のpH値が特定されていない点で相違し、その余の点で一致する。…本件特許の出願前に、化粧品のpHを弱酸性～弱アルカリ性の範囲に設定することは技術常識であったと認められるから、pHが特定されていない化粧品である乙34発明のpHを、弱酸性～弱アルカリ性のものとするのは、当業者が適宜設定し得る事項というべきものである。そして、皮膚表面と同じ弱酸性とされることも多いという化粧品の特性に照らすと、化粧品である乙34発明のpHを、弱酸性～弱アルカリ性の範囲に含まれる「5.0～7.5」の範囲内のいずれかの値に設定することも、格別困難であるとはいえず、当業者が適宜なし得る程度のことといえる。…</p> <p>控訴人は、乙34ウェブページには控訴人旧製品に係る全成分のリストが掲載されている以上、乙34ウェブページに接した当業者は乙34ウェブページに記載されているものは控訴人旧製品という具体的かつ特定の製品であると認識するから、乙34発明は、乙34ウェブページに掲載されている全ての成分を含み、そのpHは控訴人旧製品のpH(7.9～8.3)を有するものと認定されるべきであると主張する。しかしながら、乙34ウェブページには、控訴人旧製品という具体的製品のpH値は記載されておらず、また、各成分の含有量も記載されていないから、本件特許の出願当時の技術常識を考慮したとしても、乙34ウェブページの記載内容から、特定のpH値を有する美容液であることを把握することはできないというべきである。すなわち、乙34ウェブページに記載された控訴人旧製品の全成分情報からは、そこに示された各成分を含有するものの、これら各成分の含有量は明らかではなく、そのpHも明らかではない「スキンケア用化粧料」という発明が把握されるにとどまる。そして、控訴人の上記主張も、控訴人旧製品自体の成分を検査すればpHの値を知ることができるということとどまるものと解されるのであって、技術常識を踏まえても、乙34ウェブページに掲載されている内容自体から、そのスキンケア化粧料のpHが7.9～8.3であると導くことができるとは認められない。</p> <p>http://www.ipc.outsourcing.jp/files/hanei_j249087249_hanei.pdf</p>	
<p>平成27年(行ケ)第10043号</p>	<p>トランスフェクションおよび免疫活性化のためのRNAの複合化</p> <p>*計算により設計事項と認めて、進歩性×</p>	<p>…そうすると、引用発明において長さが1000塩基以上のmRNAを採用し、N/P比として前記アの0.5～50の値を用いて最適化をすれば、mRNA1分子当たりのPort-3カチオン性ペプチドは62.5分子以上～6250分子以上(0.5×1000÷8=62.5～50×1000÷8=6250)となり、本願補正発明におけるモル比の構成を包含することになる。</p> <p>以上のとおり、N/P比が変化すればモル比も変化するなど、N/P比とモル比とは互いに連動するものであること、引用発明において、N/P比として前記アの0.5～50の値を用いれば、技術常識として知られたmRNAの長さを前提とした場合、当然にそのモル比が相違点(2)のモル比の構成を包含することになることに照らすと、引用発明においても、当業者はそのモル比を適宜選択することができたものと認められる。</p>	<p>負不△</p>
<p>平成27年(行ケ)第10113号</p>	<p>単位製剤</p> <p>*医薬品の用量・用法変更の動機付けあり</p>	<p>…前記…の記載に接した当業者であれば、甲10発明に係るタダラフィルにつき、平均的な成人患者(70kg)に対して1日当たり、概ね0.5～800mgの範囲において、ヒトの勃起機能不全の処置に有用であり、具体的には50mgのタダラフィルを含む錠剤ないしはカプセルが一例として考えられること、もっとも、実際の患者に投与する場合には、好適と考えられる投与計画を決定する必要があることを理解すると認められるところ、タダラフィルと同様にPDE5阻害作用を有するシルデナフィルにおいて、ヒトに投与した際、PDE5を阻害することによる副作用が生じることが本件優先日当時の技術常識であったことから…、甲10のタダラフィルを実際に患者に投与するに当たっても、同様の副作用が生じるおそれがあることは容易に認識できたものといえる。そして、薬効を維持しつつ副作用を低減させることは医薬品における当然の課題であるから、これらの課題を踏まえて上記の用量の範囲内において投与計画を決定する必要があることを認識するものと認められる。そうすると、そのような当業者において、前記…の技術常識を踏まえ、甲10に記載された用量の下限値である0.5mgから段階的に量を増やしながらか臨床試験を行って、最小の副作用の下で最大の薬効・薬理効果が得られるような投与計画の検討を行うことは、当業者が格別の創意工夫を要することなく、通常行う事項であると認められる。…</p> <p>http://www.outsourcing.jp/files/hanei_j798085798_hanei.pdf</p>	<p>負不△</p>

<p>平成 29 年 (行ケ) 第 10058 号 <高部> H29. 12. 21</p>	<p>ランフラットタイヤ *①パラメータに着目 できた⇒②主/副引例の 組合せは動機付けあり ⇒③数値に顕著な効果 なし⇒④数値範囲は 設計事項</p>	<p>本件特許の優先日当時、当業者は、乱流による放熱効果の観点から、タイヤ表面の凹凸部における、突部のピッチ (p) と突部の高さ (h) との関係及び溝部の幅 (p-w) と突部の幅 (w) との関係について、当然に着目するものである。そして、甲 2 技術は、凹部の形成により、乱流を発生させ、温度低下作用を果たすものであるから、当業者は、甲 2 技術の凹部における、突部のピッチ (p) と突部の高さ (h) との関係及び溝部の幅 (p-w) と突部の幅 (w) との関係に着目する…。… 引用例 2 には、甲 2 技術として、放熱効果の観点から、「$5 \leq p/h \leq 20$、かつ、$1 \leq (p-w)/w \leq 99$ の関係を満足する凹部 3 0」が記載されていると認められる。…引用発明に甲 2 技術を適用する動機付けは十分に存在する…。… 本件発明 1 は、凹凸部の構造を、「$10.0 \leq p/h \leq 20.0$、かつ、$4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$」の数値範囲に限定するものの、当該数値範囲に限定する技術的意義は認められないといわざるを得ない。よって、引用発明に甲 2 技術を適用した構成における凹凸部の構造について、パラメータ p/h を、「$10.0 \leq p/h \leq 20.0$」の数値範囲に特定し、かつ、パラメータ (p-w)/w を、「$4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$」の数値範囲に特定することは、数値を好適化したものにすぎず、当業者が適宜調整する設計事項というべきである。… 本件特許の優先日前に頒布された…には、流体の再付着する部分、すなわち溝部の熱伝達率の向上によって、乱流による放熱効果の向上に至ることが記載されており、本件発明 1 の効果は異質なものではない。また、本件明細書の…のグラフから、本件発明 1 のパラメータの全てを満たす数値範囲において、熱伝達率が顕著に向上しているということとはできないから、本件発明 1 の作用効果が、当業者にとって、従来の技術水準を参酌した上で予測することができる範囲を超えた顕著なものであるということとはできない。 http://www.coutscop.jp/files/hane_jp336087336_henc.pdf</p>	<p>負 不 ★ ★ ★</p>
<p>平成 29 年 (行ケ) 第 10096 号 <鶴岡> ⇒訂正後 RI(行ケ)10130 <鶴岡> 進歩性及び サポート○</p>	<p>非磁性材粒子分散型 強磁性材スパッタリ ングターゲット *①数値範囲に技術常識 が含まれる⇒②引用 発明の数値を増加する 動機付けあり⇒③数値 に技術的意義・格別な 効果なし⇒④数値範囲 は容易想到</p>	<p>甲 1 発明における SiO₂ 粒子 (非磁性材) の含有量を「3重量%」(3.2mol%)から「6mol%以上」とすることについて、当業者が容易に想到できるか否かを検討する。…本件特許の優先日当時、垂直磁気記録媒体において、非磁性材である SiO₂ を 11mol%あるいは 15~40vol%含有する磁性膜は、粒子の孤立化が促進され、磁気特性やノイズ特性に優れていることが知られており、非磁性材を 6mol%以上含有するスパッタリングターゲットは技術常識であった。そして、…優れたスパッタリングターゲットを得るために、材料やその含有割合、混合条件、焼結条件等に関し、日々検討が加えられている状況にあったと認められる。そうすると、甲 1 発明に係るスパッタリングターゲットにおいても、酸化物の含有量を増加させる動機付けがあった…。… 次に、具体的な含有量の点についてみると、被告も、非磁性材の含有量を「6mol%以上」と特定することで何らかの作用効果を狙ったものではないと主張している上、証拠に照らしても、6mol%という境界値に技術的意義があることは何らうかがわれない。…甲 1 発明に基づいて非磁性材である酸化物の含有量が 6mol%以上であるターゲットを製造することに技術的困難性が伴うものであったともいえない。…効果は、ターゲット中の非磁性材が 3mol%…という甲 1 発明と同様のものにおいても認められるというのであって、…非磁性材の含有量を 6mol%以上とすることによって格別の効果を奏するものと認めることはできない。 http://www.coutscop.jp/files/hane_jp336087336_henc.pdf</p>	<p>負 不 ★ ★ ★</p>
<p>平成 29 年 (行ケ) 第 10146 号 <鶴岡> H30. 5. 22</p>	<p>導光フィルム *①組合せの動機付け あり⇒②数値範囲は 副引例が示唆している (着目可能)⇒③数値に 臨界的意義なし⇒④数値 範囲は設計事項</p>	<p>…引用発明の凸部の頂部に引用例 2 記載技術の凸部に設けた突起状の固定部を適用した場合…。… …本願発明においては、「接着部分」の形状に関し、それぞれ、①「前記第 1 最小寸法の 10%未満の第 2 最小寸法を有する第 2 底面」、②「各第 2 側面が、前記導光フィルムの平面に対して 70 度超の角度をなす」及び③「前記第 2 最大高さの前記第 2 最小寸法に対する比が少なくとも 1.5 である」という数値範囲による特定 (限定) がされている。 しかしながら、これらの数値範囲については、いずれも、本願明細書においては多数列記された数値範囲の中の一つとして記載されているにすぎず、本願発明においてこれらの数値範囲に限定する根拠や意味は全く示されていない。 すなわち、上記①の数値範囲については、「いくつかの場合において、最小寸法 d 2 は、最小寸法 d 1 よりも実質的に小さい。例えばそのような場合、最小寸法 d 2 は、最小寸法 d 1 の約 20%未満、又は約 18%未満、又は約 16%未満、又は約 14%未満、又は約 12%未満 (原文ママ)、又は約 10%未満、又は約 9%未満、又は約 8%未満、又は約 7%未満、又は約 6%未満、</p>	<p>負 不 ★ ★ ★</p>

	<p>*「容易の容易」の問題でない</p>	<p>又は約5%未満，又は約4%未満，又は約3%未満，又は約2%未満，又は約1%未満である。」（【0041】）と記載されているのみであり，上記①の数値範囲に限定する根拠等は特に記載されていない。</p> <p>上記②の数値範囲についても，…上記②の数値範囲に限定する根拠等は特に記載されていない。</p> <p>上記③の数値範囲についても，…上記③の数値範囲に限定する根拠等は特に記載されていない。</p> <p>以上によれば，本願発明の「接着部分」の形状に関する上記①ないし③の数値範囲に臨界的な技術的意義があるものとは認められない。…</p> <p>他方，上記①の数値範囲に関しては，引用例1には，引用発明に係る凹凸部の頂部の接合部幅（Pw）を凹凸部の配列ピッチ（P）の20%以下になるようにすることが記載されている…。上記②の数値限定に関しては，引用例2においては，起状の固定部は，多角柱，円柱，円錐台，角錐台が好ましいとされ，引用例2記載技術の固定部として平面に対して70度超の角度をなすものが当然に想定されているといえる…。上記③の数値限定に関しては，引用例2記載技術の出射光制御板の凸部形状は，「所望の視野角特性に合わせて決定され」るものであるから…，凸部の頂部及び頂部に設けられた固定部の幅にも自ずと制限があるところ，引用例2には，接着面積を大きくするために突起状の固定部の高さを固定層の厚みに対して好ましくは50%以上，より好ましくは80%以上としてできる限り大きくすることが記載されているから…，接着面積を確保するために固定部を縦長とすることが示唆されているといえる。</p> <p>上記…のとおり，本願発明の「接着部分」の形状に関する上記①ないし③の数値範囲に臨界的な技術的意義が認められないことからすれば，引用発明の集光シートの凸部の頂部に，引用例2記載技術の凸部に設けた突起状の固定部を適用した構成において，①突起状の固定部の底面（Pw）を凸部の底部（P）の10%未満とすること，②突起状の固定部の各側面を導光シートの平面に対して70度超の角度を成すようにすること，③突起状の固定部を縦長として，固定部の高さの底面に対する比を少なくとも1.5とすることは，いずれも，当業者が適宜調整する設計事項というのが相当である。以上によれば，引用発明に引用例2記載技術を適用し，相違点に係る構成とすることは，当業者が容易になし得たことである…。</p> <p>原告は，…引用例3には，上向きの構造を有するプリズムの底面に突起が設けられている構造が記載されているが，この突起をすぐさまプリズムの頂部に移動させることはできないし，引用発明に引用例2記載技術を組み合わせた上で更に引用例3の記載を参照することはいわゆる「容易の容易」に該当し許されないと主張する。しかしながら，審決は，幅5μm，長さ10μm程度の形状（の固定部）ならば，当業者であれば周知の材料及び製造方法の範囲内で実現可能であると考えられることの一例（根拠）として引用例3を示しているにすぎず…，引用例3に記載されたプリズムの底面の突起を引用発明及び引用例2記載技術に更に組み合わせることで相違点に係る構成が容易想到であると判断したわけではない。…http://www.cipj.go.jp/3/387/3.html</p>	
<p>平成30年 (行ケ) 第10076号 <高部> H31.3.13</p>	<p>豆乳発酵飲料</p> <p>*無効審判時と異なる一致点/相違点を主張OK ⇒無効審判時の相違点4個を1個にまとめて主張した!!</p> <p>*出願日後に製造された物の追試で進歩性×</p>	<p>…相違点1-2：本件発明1では，7℃における粘度が5.4～9.0mPa・sであるのに対して，引用発明1-1では，粘度が不明である点。…</p> <p>特許無効審判の審決に対する取消訴訟においては，審判で審理判断されなかった公知事実を主張することは許されないが（最高裁昭和42年（行ツ）第28号同51年3月10日大法廷判決・民集30巻2号79頁），審判において審理判断された公知事実に関する限り，審判の対象とされた発明との一致点・相違点について審決と異なる主張をすることは，それだけで直ちに審判で審理判断された公知事実との対比の枠を超えられないから，取消訴訟においてこれらを主張することが許されないとはできない。本件特許の特許権者である原告は，もとより審判で審理判断されなかった公知事実を無効原因として主張するものではなく，審判において審理判断された公知事実と審判の対象とされた発明との相違点について本件審決と異なる主張をするにすぎないものであって，これを許されないものとするべき事情はない。…</p>	<p>負不★</p>

		<p>イ 相違点1-2について</p> <p>(ア) 平成22年3月に、キッコーマングループにより「カルシウムの多い豆乳飲料」及び「豆乳飲料いちご」が販売されていたこと(甲10)、本件特許出願日より前の同年5月24日にキッコーマン飲料株式会社により「カルシウムの多い豆乳飲料」が販売されていたこと(甲11)、同じく本件特許出願日より前の平成24年3月12日に、同社により「豆乳飲料 グレープフルーツ」が販売されていたこと(甲12)が認められる。</p> <p>平成27年3月3日付け「豆乳飲料の性状確認試験」(甲13)は、上記3製品(ただし、製造日はいずれも平成27年2月)につき、本件明細書記載の方法により粘度、沈殿量及びpHを測定したものであるところ、粘度については、「豆乳飲料 グレープフルーツ」が7.0 mPa・s、「豆乳飲料いちご」が8.5 mPa・s、「カルシウムの多い豆乳飲料」が7.8 mPa・sであったことが記載されている。この測定結果につき、その信用性に疑義を抱くべき具体的な事情はない。</p> <p>平成28年9月9日付け「発酵乳入り清涼飲料水の測定」(甲17)は、市販の発酵乳入り清涼飲料(発酵乳入り清涼飲料水。同年8月25日購入)について、本件明細書記載の方法で粘度、沈殿量及びpHを測定したものであるところ、粘度は5.74 mPa・sであったことが記載されている。この測定結果につき、その信用性に疑義を抱くべき具体的な事情はない。</p> <p>これらによれば、消費者の受け入れられる飲料という観点から見た場合、7℃における粘度が5.4~9.0 mPa・sであることは、そのような飲料として普通の範囲内に属すると認められる。なお、甲13及び17の測定対象となった製品はいずれも本件特許出願日後に製造されたものと見られるところ、消費者の嗜好が変動し得ることを考慮しても、平成25年3月の本件特許出願後の2年ないし3年の間に、この点につき有意な粘度条件の変動があったとは考え難く、また、これをうかがわせる具体的な事情もない。</p> <p>なお、平成30年7月6日付け「実験成績証明書」(甲55)によれば、現在販売されている4つの豆乳発酵飲料…につき、本件明細書記載の方法で粘度(mPa・s)を測定したところ、いずれも10.0以上との測定結果が示されている。しかし、測定対象とされる商品の製造時期その他の条件により、同一銘柄の商品であっても測定結果に差異を生じ得るから…、これをもって直ちに、本件特許出願日において5.4~9.0 mPa・sの粘度範囲を設定することを阻害するに足りる事情ということとはできない。…</p> <p>7℃における粘度が5.4~9.0 mPa・sである豆乳飲料や発酵乳飲料は、一般に販売され、消費者に受け入れられていた粘度範囲であり(上記(ア))、その下限値である5.4 mPa・sも、本件各発明の課題であるタンパク質等の凝集の抑制と何らの関係も有しない…。そうすると、当業者は、豆乳飲料や発酵乳飲料等を包含する引用発明1-1の酸性蛋白食品の粘度の範囲として「5.4~9.0 mPa・s」の範囲を採用することを容易に想到し得たものといえる。http://www.patentnavi.jp/entry/208281.html</p>	
<p>平成31年 (行ケ) 第10043号 <鶴岡> R2.2.20 甲2文献は “副引例”</p>	<p>高コントラストタイヤ パターン *本願発明とは異なる 課題を解決している 副引例を、主引例に 組み合わせることが 「別の理由から、」 容易想到とされた ⇒数値限定発明の、 進歩性×</p>	<p>[相違点2]本件発明3は「ブレードの壁は、その面積の少なくとも1/4にわたり、5μm~30μmの平均粗さRzを有し、この平均粗さを有するブレードの壁は、ブレードの高さの下四分の一に位置している」との事項を有しているのに対して、甲1発明は、多数の細溝4から形成される壁状の構造の平均粗さについて特定されていない点。…</p> <p>…表示マークの識別性向上は、タイヤの外観を優れたものとするための一手段であり、甲1発明のタイヤの外観をさらに向上させる手段があるのであれば、それが望ましいことといえる。…甲2文献は外観を向上することを目的とされているから、甲1発明に接した当業者であれば、甲2文献に記載された内容を検討対象とすると考えられる。…</p> <p>甲2文献の記載事項は、表示マーク部分を含む、甲1発明のタイヤの外観をさらに向上させるのに適した内容と考えられるから、当業者であれば、甲1発明に甲2文献の記載事項を組み合わせることを試みる十分な動機付けがあるといえる。</p> <p>…甲2文献には、コントラストを高めるといふ発想はないが、そうであっても、別の理由から、甲1発明との組み合わせが試みられることは、以上に述べたところから明らかである。 http://www.patentnavi.jp/entry/208281.html</p>	<p>負 不 ★</p>

令和1年 (行ケ) 第10096号 <森>	樹脂組成物 *同じパラメータで、 引用発明の数値範囲内 で限定したが進歩性× (請求項1)	本件発明1記載のアルコキシシラン化合物は、甲1において、シランカップリング剤として挙げられたものを含んでおり、十分な密着性と共に、これと相互に関連し、少なくとも相反する傾向を示す又は負の相関関係を有する物性である剥離性を十分に得させるために、これらのシランカップリング剤の添加量の決定に、多少の試行錯誤を要するとしても、甲1に記載された0.1質量%以上3質量%以下の範囲から、0.2～2重量%の添加量を見いだすことは当業者が容易になし得たことである…。 ⇒化合物を選択した請求項2は進歩性○	負 不 △

進歩性⑦（「効果」のクレームアップ） 《勝訴事案》

事件番号	発明、結論、論点等	判示内容	
平成14年 (行ケ) 第342号	防汚塗料組成物 *引用例が本願発明の 上位概念であり、選択 発明の余地があった。 以下の各判決も同じ。	【請求項1】…亜酸化銅と化1:【化1】(省略)(式中、nは1又は2である。)で表される2-ピリジンチオール-1-オキシドの銅塩を有効成分として含有することを特徴とするゲル化せず長期保存が可能な防汚塗料組成物。 (「亜酸化銅」と「【化1】…で表される2-ピリジンチオール-1-オキシドの銅塩」の上位概念に属する「ピリジンチオールオキシドの金属塩」を組み合わせることが示唆された防泥塗料が開示された引例に基づいて新規性なしとした特許取消決定を、「ゲル化せず長期保存が可能」というクレーム文言は構成要件であるから、選択発明の有無を判断すべきとして取り消した。)	勝 有 ○
平成17年 (行ケ) 第10860号	無鉛はんだ合金 *Ni を添加する課題が 引用例と異なるとして 「異質な効果」あり Cf. 東京地裁H18(ワ)6162 Cf. H20(行ケ)10484	【請求項1】…Cu0.3 ~ 0.7 重量%, Ni0.04 ~ 0.1 重量%, 残部 Sn からなる、金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上したことを特徴とする無鉛はんだ合金 甲1 明細書には、Sn-Ni-Cu の3 元素からなる Pb フリーはんだが記載されており、Cu0.5 ~ 0.7%, Ni0.04 ~ 0.1%, 残部 Sn の範囲で、その組成が本件発明1 と重複する。しかし、…本件発明1 の解決課題は、「はんだ付け作業中に Cu 濃度が上昇した場合に、Sn と Cu の不溶性の金属間化合物が形成され、はんだ浴中に析出したり、ざらざらした泥状となつてはんだ浴底に溜まったりして、はんだの流動性を阻害すること」であつて、本件発明1 は、その解決課題を Ni を添加することによって解決したものであり、そのような意味で、本件発明1 は「金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上した」ものである。 これに対し、…甲1 明細書発明において Ni を 0.01 重量%以上添加するのは、耐電極喰われ性を向上させるためであつて、それ以外に Ni を添加する理由は甲1 明細書には記載されておらず、甲1 明細書発明は、本件発明1 にいう「金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上した」ものではない。 したがって、この点において、本件発明1 は甲1 明細書発明と同一であるということができないから、本件発明1 は甲1 明細書発明と、「金属間化合物の発生を抑制し、流動性が向上した」点において同一でないとする審決の判断に誤りはない。	勝 有 ○
平成24年 (行ケ) 第10335号	斑点防止方法 *発明の課題を具体的に 捉えて、引用発明とは 課題が異なるとして、 動機付けを否定した。 *本件発明は、課題を クレームアップしている	【請求項1】…紙に発生する炭酸カルシウムを主体とする斑点を防止する方法において、…を特徴とする斑点防止方法。 甲2, 3 (周知例1, 2) によれば、①填料としての炭酸カルシウム及び/又は古紙由来の炭酸カルシウムが存在する製紙工程は周知のものと認められ、また、②炭酸カルシウムが存在する製紙工程では、微生物が繁殖しやすいこと、③微生物の繁殖により、微生物を主体とし填料等を含むスライムデポジットが生成され、紙に斑点が発生する等の問題を生じること、④このような問題を防止するために、製紙工程水にスライムコントロール剤を添加し、微生物の繁殖を抑制し又は殺菌することは、いずれも周知の事項と認められる。 しかし、上記の斑点は、微生物を主体とするスライムデポジットによるものであり、ニンヒドリン反応では陽性を示すもの(…)と考えられる。また、補正発明における炭酸カルシウムを主体とする斑点が、従来のスライムコントロール剤では、その濃度を高くしたとしても十分に防止できず、上記反応物によれば防止できるものであることも考慮すれば、上記の斑点は、填料を含むものではあるものの、補正発明における炭酸カルシウムを主体とする斑点とは異なるものと認めるのが相当である。周知例1, 2にも、炭酸カルシウムが存在する製紙工程において、微量スライムが炭酸カルシウムを凝集させることにより、紙に炭酸カルシウムを主体とする斑点が発生すること、また、製紙工程水に上記反応物を添加することにより、このような斑点を防止できることについては記載も示唆もない。周知例1, 2も、引用発明に係る方法を、炭酸カルシウムが存在する製紙工程において実施することにより、紙に発生する炭酸カルシウムを主体とする斑点を防止することを動機づけるものではない。 http://www.cipj.go.jp/2016/02/16/	勝 有 ○

平成24年 (行ケ) 第10373号	半導体装置 *効果が「特許請求の範囲の構成を採用することにより必然的に生じるものとまではいえない」場合は、顕著な効果が否定されることから (H19(行ケ)10109)、効果をクレームアップする意義がある!?	<p>【請求項1】…前記バリア層におけるクロム含有率を15～50重量%とすることにより、前記バリア層の溶出によるマイグレーションを抑制することを特徴とする半導体装置。</p> <p>原出願日当時、当業者において、半導体キャリア用フィルムにおいて、端子間の絶縁抵抗を維持するため、マイグレーションの発生を抑制する必要があると考えられていたこと、マイグレーションの発生を抑制するため、吸湿防止のための樹脂コーティングを行ったり、水に難溶な不動態皮膜を形成したり、半導体キャリア用フィルムを高温高湿下におかないようにしたりする方法が採られていたことは認められる。</p> <p>しかし、原出願日当時、本件発明1のように、ニッケルクロム合金からなるバリア層におけるクロム含有率を調整することにより、バリア層の表面抵抗率・体積抵抗率を向上させ、また、バリア層の表面電位を標準電位に近くすることによって、マイグレーションの発生を抑制することについて記載した刊行物、又はこれを示唆した刊行物は存在しない。そうすると、甲2文献に接した当業者は、原出願日当時の技術水準に基づき、引用発明において本件発明1に係る構成を採用することにより、バリア層の溶出によるマイグレーションの発生を抑制する効果を奏することは、予測し得なかったというべきである。</p>	勝有○
平成25年 (行ケ) 第10324号	誘導体磁気及びこれを用いた誘導体共振器 *引用例が無効審判請求人の主張どおりであったとしても、1GHzでの誘電特性(Q値)が40000以上というクレームアップされた効果が相違点であったとした *同日のH26(ネ)10018と結論が逆であった	<p>【請求項1】…1GHzでのQ値に換算した時のQ値が40000以上であることを特徴とする誘電体磁器</p> <p>…仮に、甲4報告書の結果から甲1発明の試料No. 35の結晶構造の確認ができたとして、甲1公報には、斜方晶型固溶体相である均一なマトリックス相と、0.07体積%のβ-A12O3構造の第二相を有し、Q値が39000である試料No. 35の誘電体磁器が開示されていると認定できると仮定すると、本件発明1とは、Q値が40000以上であるか否かの点のみ相違することになる。念のため、この場合について検討するに、甲1公報には、…高Q値の誘電体磁器組成物を提供することを目的とすることが記載されているところ、前記認定のとおり、甲11文献によれば、β-A12O3はQ値を低下させるものであることが知られていたから、このようなβ-A12O3を含む上記結晶構造を有する試料No. 35の誘電体磁器において、Q値を向上させるには、β-A12O3を含まない結晶構造とすることが、当業者にとって自然な選択といえる。しかしながら、このようにβ-A12O3を含まない結晶構造とすれば、本件発明1における結晶構造に関する構成を充たさないものとなる。また、甲4報告書の結果から、甲1公報の試料No. 35の誘電体磁器が、β-A12O3を含む上記結晶構造を有するものであることが判明したとしても、上記結晶構造を有することの技術的意義は不明であるから、Q値を向上させるにあたり、Q値を低下させるβ-A12O3をあえて少量だけ存在させる理由も見当たらない。</p> <p>また、誘電体磁器の製造方法や製造条件を調整することにより、Q値を向上し得ることが考えられるものの、上記結晶構造を有する試料No. 35の誘電体磁器において、どのように調整すればQ値を向上し得るかは不明であり、さらに、そのような調整により誘電体磁器の結晶構造も変化し、本件発明1における結晶構造に関する構成を満たさないものになってしまう場合もあると考えられる。そうすると、本件発明1は、上記結晶構造を有し、Q値が39000である試料No. 35の誘電体磁器に基づいて、容易に想到することができたものとは言い難い。 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/508/084508_hanrei.pdf</p>	勝有○
平成25年 (行ケ) 第10209号 <清水>	血管内膜の肥厚抑制剤 *血管内膜の肥厚抑制剤というクレームでない(効果のクレームアップ)⇒人体に摂取する意味で用途発明であるが、技術的範囲は医薬品に限られないか?	<p>【請求項1】…Ile Pro Pro 及び/又は Val Pro Pro を有効成分として含有し、血管内皮機能改善及び血管内膜の肥厚抑制の少なくとも一方の作用を有する剤</p> <p>本願優先日当時においては、ACE阻害剤が血管内皮の収縮・拡張機能改善作用、血管内膜の肥厚抑制作用を示した実例はあるものの、ACE阻害剤であれば原則として上記作用のうち少なくともいずれか一方を有するとまではいえず、個々のACE阻害剤が実際にこれらの作用を有するか否かは、各別の実験によって確認しなければ分からないというのが、当業者の一般的な認識であったものと認められる。 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/454/084454_hanrei.pdf</p>	勝有○

<p>平成27年 (行ケ) 第10097号 <大鷹></p>	<p>発光装置 *クレームアップされた効果が構成であるとした上で、同構成が容易想到でないとした</p> <p>「相違点1ないし相違点6は相互に密接に関連するといえるとしても、そのことから直ちにこれらをひとまとまりの相違点として認定すべきものであるということはいえない」とも判示した。</p> <p>=H20(行ケ)10112 [PET…] =H26(行ケ)10213 [検査…] =H26(行ケ)10181 [遮断弁] =H30(行ケ)10076 [豆乳飲料] =H30(行ケ)10013 [美容器]</p>	<p>【請求項1】…青色発光素子が放つ光励起下において前記赤色蛍光体は、内部量子効率が80%以上であ…る発光装置。</p> <p>不純物の除去等の製造条件の最適化等により、蛍光体の内部量子効率を高めることについても、自ずと限界があることは自明であり、出発点となる内部量子効率の数値が低ければ、上記の最適化等により内部量子効率を80%以上とすることは困難であり、内部量子効率を80%以上とすることができるかどうかは、出発点となる内部量子効率の数値にも大きく依存するものと考えられる。…当業者は、甲3発明において、Sr₂Si₄Al₁₀N₇:Eu₂+蛍光体のSrの少なくとも一部をBaやCaに置換したニトリドアルミノシリケート系の窒化物蛍光体を採用した上で、さらに、青色発光素子が放つ光励起下におけるその内部量子効率を80%以上とする構成(相違点5に係る本件訂正発明の構成)を容易に想到することができたものと認めることはできない。…</p> <p>一般論として、本件出願の優先日前において、青色発光素子が放つ光励起下における「ニトリドシリケート系の窒化物蛍光体」(α-サイアロン蛍光体を含む。)の内部量子効率が80%以上のものを製造できる可能性を技術常識に基づいて想定できたとしても、甲3に接した当業者が、甲3の記載事項を出発点として、甲3発明において、Sr₂Si₄Al₁₀N₇:Eu₂+蛍光体のSrの少なくとも一部をBaやCaに置換したニトリドアルミノシリケート系の窒化物蛍光体を採用した上で、さらに、青色発光素子が放つ光励起下におけるその内部量子効率を80%以上とする構成に容易に想到することができたかどうかは別問題である。…</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/748/085748_hanrei.pdf</p>	<p>勝 有 ○</p>
<p>平成28年 (行ケ) 第10107号 <森></p>	<p>乳癌再発の予防用ワクチン</p> <p>*「ワクチン」であること(作用効果のクレームアップ)が発明特定事項であり、相違点とされた</p>	<p>【請求項1】…配列番号3のアミノ酸配列を有する…ワクチン組成物。</p> <p>…本願優先日当時、あるペプチドにより多数のペプチド特異的CTLが誘導されたとしても、当該ペプチドに必ずしもワクチンとしての臨床効果があるとはいえない、という技術常識に鑑みると、ペプチド特異的CTLを誘導したことを示したにとどまる引用発明は、本願発明と同一であるとはいえない。…</p> <p>被告は、CTLが誘導されれば癌に効くという技術的事項は、本願優先日前から周知であるから、引用発明の組成物は本願発明の「ワクチン」と同一である、と主張する。しかし、…本願優先日当時の技術常識を踏まえ、CTLが誘導されることは、癌ワクチンとして有効であるための前提条件であるものの、さらにCTLが癌細胞へ誘導され、癌細胞を破壊することが必要であり、そのような誘導や破壊ができない場合があるから、CTLが誘導されることと、癌ワクチンとして有効であることが技術的に同一であるとはいえない。…引用文献には「ワクチン」と表記されている箇所があるものの、「ワクチン」としての使用の可能性があることから、そのように述べたものと解されるから、引用発明が本願発明と同一であるということはいえない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/567/086567_hanrei.pdf</p>	<p>勝 有 ★</p>
<p>平成29年 (行ケ) 第10041号 <高部></p>	<p>熱間プレス部材</p> <p>*クレームアップされた効果が構成であるとした上で、同構成が容易想到でないとした</p> <p>*認識必要説 ⇒優先日後の実験×</p>	<p>【請求項1】…腐食に伴う鋼中への水素侵入が抑制されることを特徴とする熱間プレス部材。</p> <p>引用例1には、引用発明が耐水素侵入性を有していることを示す記載はなく、このことを示唆する記載もない。また、本件特許の優先日当時において、引用発明が耐水素侵入性を有していることが技術常識であったことを認めるに足りる証拠はない。本件特許の優先日時点の当業者において、技術常識に基づき、引用発明が耐水素侵入性を有していることを認識することができたものとも認められない。よって、相違点(3)は実質的な相違点ではないとはいえないし、相違点(3)につき、引用発明及び技術常識に基づいて当業者が容易に想到できたものということもできない。</p> <p>…甲2の記載は、あくまで原告が本件特許の優先日後に行った実験の結果を示すものであり、本件特許の優先日時点において、当業者が、引用発明の鋼板表面にNi拡散領域が生成することや、引用発明が耐水素侵入性を有することを認識できたことを裏付けるものとはいえない。</p> <p>http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/563/087563_hanrei.pdf</p>	<p>勝 有 ★</p>

<p>平成 27 年 (行ケ) 第 10166 号 <清水></p>	<p>ベンゾチオフェン類を 含有する医薬製剤 *クレームアップした 効果を発明特定事項 として容易想到性を 問題とした。 ⇒進歩性× (審決は、クレーム アップされた効果は 相違点で無いとした)</p>	<p>【請求項1】 ラロキシフェンまたはその薬学上許容し得る塩を活性成分として含む、ヒトの骨粗鬆症の治療または予防用医薬製剤であって、タモキシフェンより子宮癌のリスクの低い医薬製剤(※下線部は訂正箇所) (イ) 相違点 2 本件訂正発明 1 は、「タモキシフェンより子宮癌のリスクの低い」のに対し、引用発明は、この点についての記載がない点。…エストロゲンの子宮に対する作用(エストロゲン作用)が子宮癌(具体的には子宮内膜癌)の発生に影響しているところ、タモキシフェンは、子宮に対してエストロゲン作用を示し、子宮成長を引き起こし、子宮内膜を増殖させて、子宮内膜癌の発生頻度を増加させることが技術常識となっていた。他方、…ラロキシフェンは、子宮に対してタモキシフェンよりも弱いエストロゲン作用を示すことは周知であり、子宮湿重量増加作用だけでなく、子宮上皮細胞成長作用も弱いことが知られていたと認められる。そうすると、ラロキシフェンは、子宮癌の発生に関係する子宮に対するエストロゲン作用がタモキシフェンよりも弱いことが周知であり、特に、子宮上皮細胞成長作用がタモキシフェンよりも弱いことも知られていた以上、当業者であれば、ラロキシフェンは、タモキシフェンよりも子宮癌のリスクが低いことを容易に予測し得たといえることができる。https://www.ipcourts.go.jp/app/files/hanrei_jp/325/090325_hanrei.pdf</p>	<p>負 有 ○</p>
<p>令和2年 (行ケ) 第10015号 <鶴岡></p>	<p>免疫原性組成物を 安定化させ、沈殿を 阻害する新規製剤 *クレームアップされた 効果が構成であると した上で、同構成が 容易想到でないとした</p>	<p>【請求項1】タンパク質コンジュゲートの、シリコーンにより誘発される凝集を阻害する…を含む多糖類-タンパク質コンジュゲート、を含む製剤。 本件明細書の…開示事項を踏まえると、本件発明の製剤がシリコーン誘発凝集の阻害という効果を奏するという発明特定事項の技術的意義は、次のように理解される。①シリコーン誘発凝集には、肺炎球菌の血清型を問わず、遊離肺炎球菌コンジュゲートが関与している。②本件発明の製剤が(i)~(iii)の組成を備えることにより、溶液中においては、肺炎球菌CRMコンジュゲートとアルミニウム塩とが結合し、遊離の肺炎球菌CRMコンジュゲートの量が相対的に減少した状態にある。③上記②の状態にあることにより、上記①の原理によるシリコーン誘発凝集が阻害される。… 相違点 4 に係る本件発明の発明特定事項、すなわち「シリコーン処理された容器中に含まれる多糖類-タンパク質コンジュゲートの、シリコーンにより誘発される凝集を阻害する」は、肺炎球菌CRMコンジュゲートとアルミニウム塩が結合して、溶液中の遊離肺炎球菌CRMコンジュゲートの量が所期の量まで減少した状態であることにより、遊離肺炎球菌CRMコンジュゲートが関与するシリコーン誘発凝集が阻害されることを意味する。これに対し、…公知発明 1 に接する当業者は、リン酸アルミニウムに吸着された肺炎球菌CRMコンジュゲートが公知発明 1 の製剤に含まれることを認識することとなり、公知発明 1 の製剤溶液中における遊離肺炎球菌コンジュゲートの有無及び量を、遊離肺炎球菌コンジュゲートが関与するシリコーン凝集という課題との関係で認識することは容易ではなかったといえる。また、本件発明の製剤中における遊離肺炎球菌CRMコンジュゲートの量は、公知発明 1 の 7 v P n C に対して追加する 6 種の血清型の肺炎球菌CRMコンジュゲートの量によって変わり得るし、追加する各血清型それぞれのアルミニウム塩への吸着しやすさによっても異なるから、当業者は、本件発明の組成を有する製剤の溶液中に遊離肺炎球菌CRMコンジュゲートが存在するかどうかさえ公知発明 1 から予測できず、その結果、遊離肺炎球菌CRMコンジュゲートが関与するシリコーン誘発凝集が本件発明の組成の製剤において阻害されるか否かも予測できない。…原告は…相違点 4 は実質的には一致点であり、相違点とはならない旨主張する。しかしながら、…原告主張のように、凝集が生じ得るけれども通常はそれが阻害されていることを理解し得るとは必ずしもいえないし、ましてや、その凝集がシリコーンにより誘発されるものであるかどうかは断定し難いものといわざるを得ない。これに対し、本件発明は、1 3 v P n C の凝集の原因をシリコーン誘発凝集であると明確に特定した上で、その凝集を阻害することを発明特定事項としているのであるから、この点において、公知発明 1 とは相違が存するものといえる。https://www.ipcourts.go.jp/app/files/hanrei_jp/325/090325_hanrei.pdf</p>	<p>勝 有 ★ ★ ★</p>

進歩性⑦（「効果」のクレームアップ） 《敗訴事案》

事件番号	発明、結論、論点等	判示内容	
東京地裁 平成16年 (ワ) 第15892号	樹脂 *引用例が本願発明と同一であり、選択発明の余地がなかった	【請求項1】遠赤外線放射機能を有する黒鉛珪石を配合したことを特徴とする樹脂。 本件発明は、天然の黒鉛珪石が常温で遠赤外線を放射するという機能を有することを利用したものであり、本件明細書には、他に黒鉛珪石に何らかの処理、加工等を施して遠赤外線放射機能を有するようにしたとの記載もない。したがって、本件発明における「遠赤外線放射機能」とは、単に天然の黒鉛珪石が有する属性であると解され、結果として「遠赤外線放射機能を有する黒鉛珪石」とは、単なる「黒鉛珪石」を意味することになる。そうすると、本件発明の「遠赤外線放射機能を有する黒鉛珪石を配合したことを特徴とする樹脂」とは、種々の用途に用いられる樹脂一般に対して、黒鉛珪石を配合したものを意味する…。引用例1には、遠赤外線放射機能を有するかどうかについては記載がない。しかし、…遠赤外線放射機能は、単に天然黒鉛珪石が有する属性であるから、本件発明の構成とはいえない。また、…天然の黒鉛珪石は、それ自体遠赤外線機能を有するものであることが認められ、引用例1に記載された黒鉛珪石も、遠赤外線放射機能を有するものであることは明らかである。したがって、引用例1にこの点の記載がなくても、本件発明は、引用例1に記載された発明であるということが出来る。 http://www.courts.go.jp/fair/j/pf/20191011338.pdf	
平成22年 (行ケ) 第10055号	血管老化抑制剤および老化防止抑制剤 *物のクレーム中の作用効果の記載は、特定事項でないから相違点でない *引用例が本願発明と同一であり、選択発明の余地がなかった	【請求項】タラ目又はカレイ目の皮を原料とし、分解酵素としてペプシンを用い、pH1.5に調整した後、温度40℃で20分間酵素分解を行い得られた重量平均分子量が3,000の魚皮由来低分子コラーゲンを必須成分とする、血管内膜厚を減少させることを特徴とする血管老化抑制剤 引用発明及び本件補正発明は、いずれも物の発明であるところ、相違点3に係る本件補正発明の構成である「血管内膜を減少させる」ことは、発明の作用効果に関する事項であって、本件補正発明を物の観点から特定するものではない。したがって、「血管内膜を減少させる」との記載の有無は、物の発明である引用発明と本件補正発明との実質的な相違点とはいえない。以上に対して、原告は、本件補正発明が「血管内膜を減少させる」こと、すなわち粥状動脈硬化症に対する予防及び治療という、引用発明が提供していない医薬用途を提供するものである旨を主張する。しかしながら、引用例が粥状動脈硬化症をも対象としていることは前記のとおりであるから、原告の上記主張は、「血管内膜を減少させる」ことが引用発明と本件補正発明との相違点たり得ないことを離れてみても、主張自体失当といわなければならない。 http://www.courts.go.jp/fair/j/pf/2010191338.pdf	負不★
平成23年 (行ケ) 第10050号	抗骨粗鬆活性を有する組成物 *物のクレーム中の作用効果の記載は、特定事項でないから相違点でない *引用例が本願発明と同一であり、選択発明の余地がなかった <顕著な作用効果を認めた裁判例> Cf. H21(行ケ)10238	【請求項1】「カルシウム、キトサン、プロポリスを配合したことを特徴とする抗骨粗鬆活性を有する組成物。」 原告は、審決が、相違点1についての検討に当たり、「本願発明における「抗骨粗鬆症活性を有する」なる記載は、組成物の有する活性を単に記載したものであり、「カルシウム、キトサンを配合した組成物」の用途を特定するものとは認められないため、相違点1は、実質的な相違点とはいえない。」「引用発明は、腸管内でのカルシウムの吸収率を増加させる作用を有し、骨粗鬆症を予防、治療するための組成物に他ならないものであるから、相違点1は、実質的な相違点とはいえない。」と判断したのは誤りであると主張し、その理由として、本願発明が、骨粗鬆症の治療に対しカルシウムを骨へ直接取り込むことを主眼とする上記引用発明とは異なる技術思想に基づくものであること、本願発明が、カルシウムを補給する前に骨の劣化を抑えることが重要であるとの観点から、カルシウム、キトサン、プロポリスの3種混合物としたことを技術的特徴とするもので、その配合成分のうちキトサンは、骨吸収を抑制する役割を担っているのに対し、引用発明のキトサンの役割は腸管内でのカルシウム吸収を促進するためのものであり、両者の役割が本質的に異なることなどを述べる。 しかし、原告が本願発明の技術的特徴として主張する、骨粗鬆症に対する治療手法としての機序や、キトサンが骨吸収を抑制するという役割などは、本願発明を特定する特許請求の範囲において記載されておらず、「物」の発明としての本願発明を特定するものではないから、そのことを理由に引用発明との相違点の判断を否定する原告の主張は、失当といわなければならない。 なお、本願発明における「抗骨粗鬆活性を有する」との記載は、「物」の発明である本願発明の抗骨粗鬆活性という性質を	負不★

	Cf. H23(行ケ)10018	記載したにすぎないものであり、また、引用例Aの「カルシウム吸収促進性」の記載も、引用発明の組成物が有する性質を記載しているにすぎず、いずれも「物」としての組成物を更に限定したり、組成物の用途を限定するものではないから、これらの記載の相違は実質的な相違点とは認められず、この点に関する審決の判断に誤りはない。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/2011101213008.pdf	
平成 24 年 (行ケ) 第 10398 号	制震架構 *目的がクレームアップ されていない以上、 構成が同じであれば 実質的な相違点でない ⇒クレームアップされて いれば実質的な相違点 であったことを示唆	…甲 1 発明のように、意匠その他の平面計画の都合で剛心と重心の偏心が生じる場合の架構も、剛心と重心が偏心するように設計されているものであることに変わりはなく、また、このような設計によっても、水平方向の加振に対し、ねじれ振動が発生するのであること、及び、本件発明 1 の特許請求の範囲には、「剛心と重心が偏心するように設計されており」について「制震目的で設計されており」との記載はないことからすれば、このような剛心と重心が偏心するような架構設計の理由が、専ら意匠その他の平面計画の都合によるものか、専ら制震のためであるか、あるいはその両方の目的であるかは、設計者の意図ないし動機であるにすぎず、このようにして設計された構造物が、客観的には、剛心と重心が偏心するように設計され、水平方向の加振に対しねじれ振動を発生する架構の構造物であることに変わりはない。したがって、本件発明 1 の構造物の架構と、甲 1 発明の構造物の架構は、客観的な設計構造としては実質的に同一である…。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131002113032.pdf	負 不 △
平成 29 年 (行ケ) 第 10003 号 <高部>	…ドキシピン誘導体を 含有する局所的眼科用 処方物	…本件発明 2 は、本件発明 1 について、化合物 A がさらに「ヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン放出を 66.7%以上阻害する」という発明特定事項を付加するものである。そして、「ヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン放出を 66.7%以上阻害する」点は、…引用発明 1 及び引用発明 2 から容易に想到する本件発明 2 の構成を前提として、予測し難い顕著なものであるということから、本件審決における本件発明 2 の効果に係る判断にも誤りがある。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131002113032.pdf *クレームアップした効果を「顕著な効果」の問題とされた。～請求項 1 の判断が影響したか…	負 不 ○
平成 31 年 (行ケ) 第 10006 号 第 10058 号 <鶴岡>	気道流路および肺疾患 の処置のためのモメタ ゾンフロエートの使用 *客観的な性質は、 実質的な相違点でない ⇒他の相違点も容易 想到であり、進歩性×	本件優先日当時、モメタゾンフロエートは極めて強い局所抗炎症作用を示す一方、副作用は弱く、主作用と副作用の乖離が大きい局所活性ステロイドであることが技術常識として知られていたから…鼻腔内に投与される他の局所活性ステロイドについて 200～440 μg/日といったオーダーの用量が用いられているといった情報を参考にしつつ、モメタゾンフロエートの 1 日当たりの用量としてそれより低い 100～200 マイクログラムを選択することは、当業者が容易に想到し得た…。… 絶対的バイオアベイラビリティとは、血管内投与以外の投与経路（例えば鼻腔内投与）で得られる血漿中濃度曲線下面積と静脈注射時の血漿中濃度曲線下面積とを比較することにより得られる割合…であるから、投与した薬物の量や濃度には依存しないものといえる。そうすると、「未変化のモメタゾンフロエートの絶対的バイオアベイラビリティが約 1 パーセント未満」は、モメタゾンフロエートの水性懸濁液を含有する薬剤を鼻腔内に投与した場合に現れる客観的な性質であって、甲 1 発明が備えた構成でもであると推認でき、これを否定する証拠もない。 http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20131002113032.pdf	負 不 ★